

資料説明

日本弁護士連合会

1 司法修習費用給費制に関する新構想について（提案）（資料 1）

国費による給与を維持した上で、司法修習に専念するために必要な費用を支給するという観点から給与月額や手当額を合理的に見直し、予算総額を減額させるという新構想についての提案です。

2 司法修習時代の生活実態アンケート調査結果（資料 2）

上記 1 の新構想を統計的に裏付けるために第 63 期新規登録弁護士を対象として実施したアンケート調査結果です。調査結果によれば、実務修習中の毎月の家計状況として平均 15.5 万円がかかっており、実務修習開始時の住居初期費用として別途、平均 29.9 万円がかかっていることが判明しました。

3 日弁連の給費制維持運動と平成 22 年裁判所法改正の経緯（資料 3）

昨年 4 月から当連合会が給費制維持運動を始めた理由と昨年 11 月の裁判所法改正に至るまでの経緯をまとめたものです。

4 2010 年 11 月 24 日衆議院法務委員会議事録（資料 4）

給費制 1 年延長を定めた裁判所法改正法案が衆議院法務委員会で可決された時の議事録です。

5 2010 年 11 月 25 日参議院法務委員会議事録（給費制関連質疑部分のみ）（資料 5）

給費制 1 年延長を定めた裁判所法改正法案が参議院法務委員会で可決された時の議事録です。

6 司法修習生に対する給費制存続を求める請願署名数（資料 6）

各弁護士会ごとに集約した請願署名数の一覧です。昨年 5 月から 11 月までの 6 か月間で約 68 万筆の署名が集まりました。

7 地方議会での給費制維持に関する意見書・陳情書採決状況（資料 7）

昨年に給費制維持に関する意見書や陳情書が採択された地方議会の一覧です。

8 司法修習生に対する給与の支給継続を求める団体賛同、個人賛同、メッセージ（資料 8）

昨年、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会が中心となって募集した団体賛同、個人賛同、賛同者からのメッセージです。昨年 11 月までで 833 の団体賛同、236 名の個人賛同が集まりました。

9 当事者の声を聞いてほしい！～給費制の存続とフォーラム傍聴を求めるビギナーズネット声明～（資料9）

司法修習生への給費制維持を求める法科大学院生・修了生・司法修習生・若手法律家のネットワーク（ビギナーズネット）が本年7月5日に発表した声明です。

10 司法修習生に対する給費制の維持・継続について（要請）（資料10）

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会が本年7月6日に法曹の養成に関するフォーラムに対して提出した要請書です。

11 各地の市民集会等で市民の皆様から寄せられた声（資料11）

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会が、各地で開催された市民集会等の参加者に対して、弁護士などの法律家の公共的な活動や弁護士会の活動や法曹養成の在り方、司法修習生への給費制などについて市民の声を募集し、その一部を一覧にまとめたものです。

12 給費制関連新聞記事（資料12） 非公開

本年4月以降に給費制について採り上げた新聞記事のリストです。一部の記事の原本についても添付してあります。新聞記事の著作権の関係上、法務省のホームページには非公開でお願いいたします。

13 『司法修習生に対する給費制の維持を求めます』（資料13）

本年5月に当連合会が発行したパンフレットです。

14 『当事者の声ブック（第1弾）』（資料14）

日弁連が、法科大学院生・修了生に対して、法曹への夢や、将来への不安、奨学金の額などについて自由記載を求め、返信された書面を冊子にしたものです。

15 『当事者の声ブック（第2弾）』（資料15）

上記14の冊子の第2弾です。

16 『当事者の声ブック～修習を通じて感じた「司法修習制度」の意味～』（資料16）

ビギナーズネットが、司法修習生、現役法曹に対して、修習を通して感じたこと、学んだことなどについて自由記載を求め、返信された書面を冊子にしたものです。

第3回 2011年7月13日
 法曹の養成に関するフォーラム
 日本弁護士連合会 資料

資料No	内 容	頁
1	給費制 司法修習費用給費制に関する新構想について(提案)	1
2	司法修習時代の生活実態アンケート集計結果	4
3	日弁連の給費制維持運動と平成22年裁判所法改正の経緯	8
4	2010年11月24日衆議院法務委員会議事録	10
5	2010年11月25日参議院法務委員会議事録(給費制関連質疑部分のみ)	13
6	司法修習生に対する給費制存続を求める請願署名数(2010年11月16日現在)	23
7	地方議会での給費制維持に関する意見書・陳情書採択状況(2010年11月16日現在)	24
8	司法修習生に対する給与の支給継続を求める団体賛同,個人賛同,メッセージ(2010年11月25日現在)	25
9	当事者の声を聞いてほしい! ~ 給費制の存続とフォーラム傍聴を求めるビギナーズネット声明~(2011年7月5日)	45
10	司法修習生に対する給費制の維持・継続について(要請)(2011年7月6日)	46
11	各地の市民集会等で市民の皆様から寄せられた声(2011年7月6日現在)	48
12	給費制関連新聞記事(2011年4月以降)	別冊
13	パンフレット等 『司法修習生に対する給費制の維持を求めます』(2011年5月発行)	別冊
14	『当事者の声ブック (第1弾)』(2010年7月発行)	別冊
15	『当事者の声ブック (第2弾)』(2010年8月発行)	別冊
16	『当事者の声ブック ~ 修習を通して感じた「司法修習制度」の意味~』(2011年4月発行)	別冊

司法修習費用給費制に関する新構想について(提案)

日本弁護士連合会

新構想の骨子

1. 国費による給付という現行の給費制の骨格を維持する。
2. 司法修習に専念するために必要な費用を支給するという観点から給与月額や手当額を合理的に見直し、予算総額を減額させる。

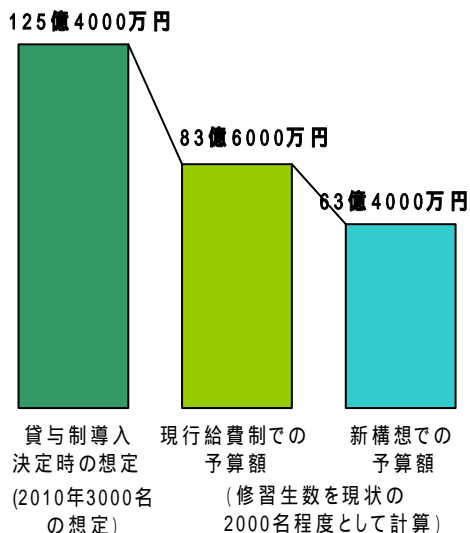
新構想の具体的なイメージ【例】

1. 給与月額を、現行給費制の 20万4200円 から、19万円 に減額する。
2. 期末手当及び勤勉手当は支給しないこととする。
3. 修習のため従前の居住地を離れ、新たに住居を借りる者については、住居初期費用の実費(敷金、礼金、仲介手数料、引越し費用など)を支給する。なお、支給額には、住居手当の金額や移転料の金額を考慮して、一定の上限(例えば、20万円程度)を設けることも考えられる。
4. 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び寒冷地手当は従来どおり支給する。

予算削減の効果

- 修習生の数を現状の2000名程度として試算すると、約20億円の予算削減を実現できることになる。

現行給費制の予算額との比較



新構想での予算額		現行制度からの減額幅
本俸	約48億1000万円	(約3億6000万円減額)
地域手当	約4億3000万円	(約3000万円減額)
住居初期費用	約4億円	(新設)
期末手当	0円	(約14億2000万円減額)
勤勉手当	0円	(約6億1000万円減額)
住居手当・通勤手当・扶養手当・寒冷地手当	約7億円	(増減なし)
予算合計	約63億4000万円	(約20億2000万円減額)

住居初期費用は、全員に支給することを想定して試算しているが、新たな住居を借りる必要がある者は修習生の一部にとどまるので、実際の住居初期費用は上記より少ないと予想される。

説明

(1) 給与月額

本俸は従前 20 万 4000 円とされていたが、現下の財政事情にかんがみ 19 万円に減額。各人の生活環境等により必要生活費が異なる点は、諸手当等により調整されている。今後、物価変動等による合理的な変動はありうる。

(2) 期末手当・勤勉手当

従来、期末手当・勤勉手当を利用して住居初期費用、就職活動費等の必要な費用に充ててきたのが実情である。しかし、住居を移転する必要のない修習生もいること、賞与という位置づけが修習費用になじみにくいことから、合理化のため支給しないこととする。

(3) 住居初期費用

修習期間は 1 年で、司法研修所から命ぜられた配属地いかんによって、採用後直ちに実務修習地へ移動し、さらに 8～10 か月後には司法研修所(埼玉県和光市)での集合修習のため移動するという特別の負担が一部の者について生ずることが制度上予定されている。給与月額を減額し、かつ期末手当・勤勉手当を支給しないこととした上、修習に専念させるという観点から、生活の基盤である住居を確保するために初期費用を支給することが合理的である。試算では、住居初期費用を支給する分の予算は、給与月額や地域手当の減額分で賄うことができる。

(4) 住居手当

従前、家賃の半額程度(上限は 2 万 7000 円)が支給されてきた。修習生の生活実態を考慮すると、自宅から通える者とそうでない者との間の不公平を解消し、住居費負担のある者にも修習に専念させるため維持することが必要。

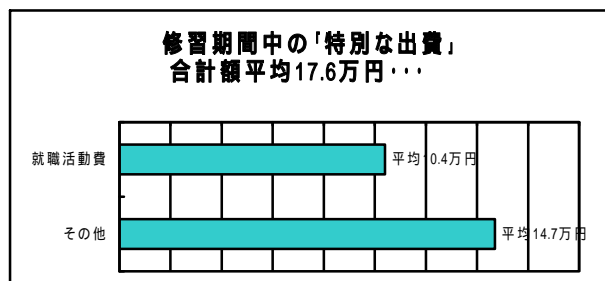
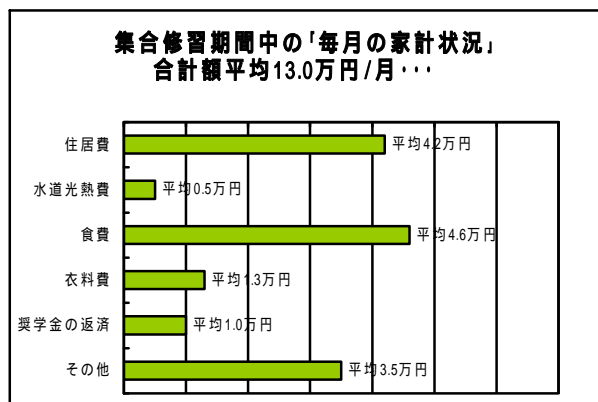
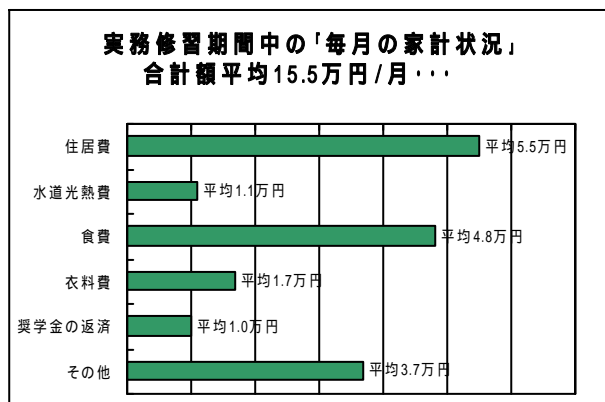
(5) 扶養手当

従前、扶養家族がいる場合、配偶者は 1 万 3000 円、それ以外は 6500 円等が支給されてきた。扶養家族を抱える者にも修習に専念させるため必要な生活費として維持することが必要。

(6) 地域手当

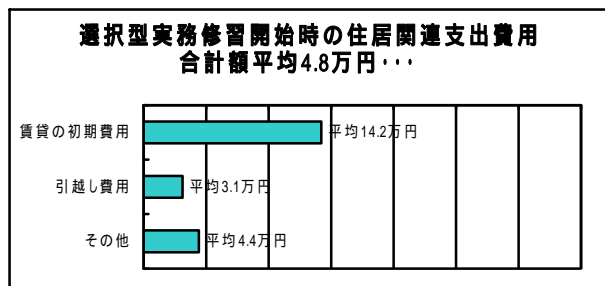
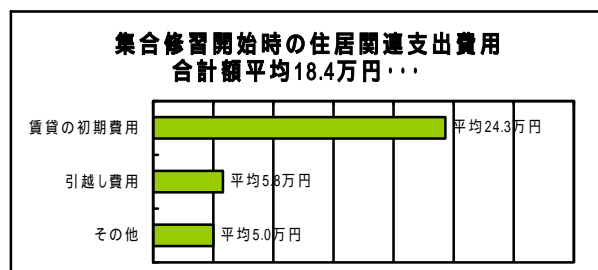
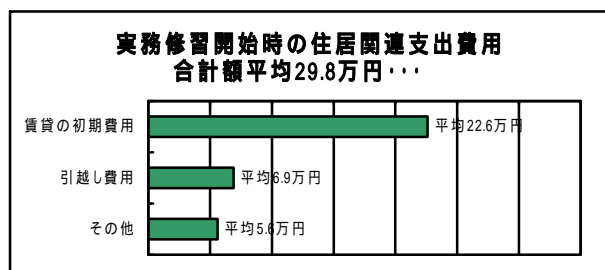
給与月額と扶養手当の合計額を基礎として、地域手当の割合を乗じた金額が支給されている。給与月額の減額により地域手当も削減される。勤務地によって物価が異なることから、必要な生活費の一部として維持することが必要である。

新63期司法修習生の生活実態(修習終了後弁護士登録した者へのアンケート調査による)



【その他】交際費、通信費、書籍代、交通費など

【その他】修習のためのパソコン購入費、二回試験中の宿泊費、プリンター購入費、弁護士会登録費など



「賃借の初期費用」は敷金・礼金・仲介手数料など。「引越費用」は交通費を含まない。「その他」は家具・家電、下見の際の交通費など

< 上記合計 >

$$15.5 \text{ 万円} \times 10 \text{ か月} + 13 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月} + \dots = 264 \text{ 万 } 6000 \text{ 円}$$

注:全ての項目で平均額の支出が必要であった場合

実務修習を10か月、集合修習を約3か月として計算した。

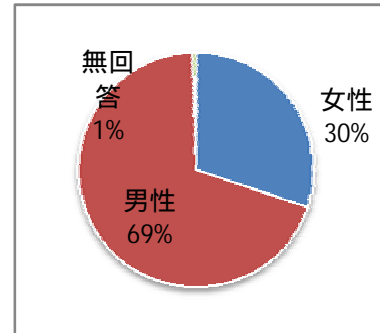
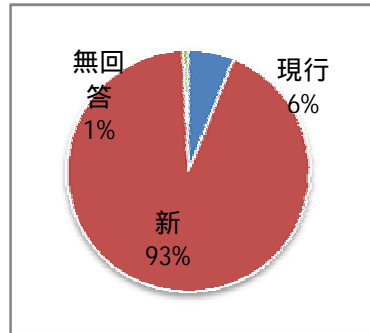
司法修習時代の生活実態アンケート集計結果

【実施時期】2011年5月17日から2011年5月30日まで 【実施対象】第63期新規登録弁護士
 【実施方法】FAXで送付、回答 【アンケート送付数】1878通(回答数563通,回答率30.0%)

修習, 性別

現行	34	6.0%
新	525	93.3%
無回答	4	0.7%
合計	563	100.0%

女性	170	30.2%
男性	390	69.3%
無回答	3	0.5%
合計	563	100.0%



1 - 1 配属された実務修習地はどちらでしたか。

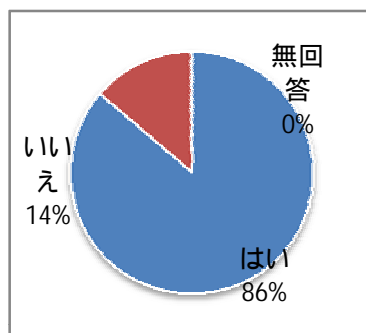
東京	84	新潟	4	金沢	6	熊本	13	函館	3
立川	3	大阪	62	富山	5	鹿児島	9	旭川	2
横浜	20	京都	13	広島	14	宮崎	5	釧路	5
さいたま	22	神戸	18	山口	7	那覇	6	高松	3
千葉	15	奈良	7	岡山	23	仙台	10	徳島	3
水戸	4	大津	5	鳥取	4	福島	7	高知	5
宇都宮	4	和歌山	8	松江	3	山形	1	松山	5
前橋	9	名古屋	27	福岡	26	盛岡	4	無回答	4
静岡	8	津	4	佐賀	6	秋田	3	合計	563
甲府	3	岐阜	10	長崎	5	青森	5		
長野	7	福井	5	大分	9	札幌	20		

1 - 2 実務修習開始直前(現行修習の場合は前期修習開始直前)の「生活の本拠地」はどちらでしたか。

北海道	24	神奈川県	46	滋賀県	2	愛媛県	1
岩手県	1	新潟県	6	京都府	43	福岡県	22
宮城県	6	富山県	3	大阪府	41	佐賀県	3
山形県	1	石川県	3	兵庫県	30	長崎県	2
茨城県	5	福井県	1	奈良県	5	熊本県	3
栃木県	3	山梨県	1	和歌山県	3	大分県	2
群馬県	2	岐阜県	5	島根県	2	鹿児島県	3
埼玉県	27	静岡県	6	岡山県	5	沖縄県	1
千葉県	24	愛知県	34	広島県	9	無回答	1
東京都	182	三重県	4	山口県	1	合計	563

1 - 3 実務修習期間中に「住居費」は支出しましたか。

はい	486	86.3%
いいえ	76	13.5%
無回答	1	0.2%
合計	563	100.0%



1 - 4 実務修習開始時に、住居に関して支出した費用はいくらでしたか。

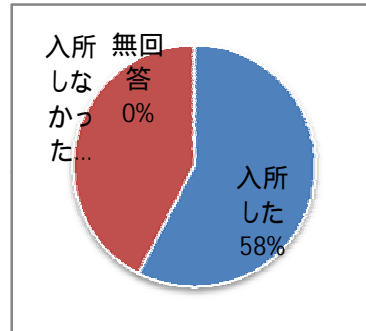
	住居を賃借する際の初期費用(敷金・礼金・手数料など)	引っ越し費用(移動のための交通費は除く)	その他	合計
費用あり	343	316	99	385
費用なし(=0円)	173	187	173	161
無回答	47	60	291	17
合計	563	563	563	563
平均値(万円)	22.6	6.9	5.6	29.8
最小値(万円)	1.0	0.5	1.0	1.0
最大値(万円)	100.0	60.0	200.0	200.0

1: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。

【その他の回答が多かったもの】
家具・家電等,下見の際の交通費など

2 - 1 集合修習期間中に司法研修所の寮に入所しましたか。

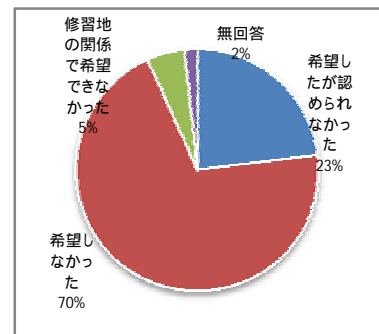
入所した	324	57.5%
入所しなかった	238	42.3%
無回答	1	0.2%
合計	563	100.0%



【回答対象: 2 - 1で「入寮しなかった」に回答した者のみ】

2 - 2 入所しなかった理由は何ですか。

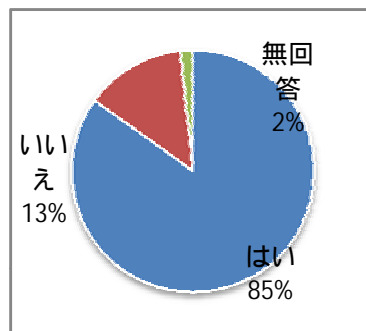
入所を希望したが認められなかった	55	23.0%
入所を希望しなかった	168	70.3%
修習地の関係で入所を希望できなかった	12	5.0%
無回答	4	1.7%
合計	239	100.0%



【回答対象: 2 - 1で「入寮しなかった」に回答した者のみ】

2 - 3 集合修習期間中に「住居費」は支出しましたか。

はい	203	84.9%
いいえ	32	13.4%
無回答	4	1.7%
合計	239	100.0%



【回答対象：2 - 1で「入寮しなかった」に回答した者のみ】

2 - 4 集合修習開始時に、住居に関して支出した費用はいくらでしたか。

	住居を 賃借する 際の初期 費用(敷 金・礼金・ 手数料な ど)	引っ越 し費用 (移動の ための交 通費は除 く)	その他	合計	1
費用あり	55	85	12	103	
費用なし(=0円)	125	114	116	113	
非該当	324	324	324	324	
無回答	59	40	111	23	
合計	563	563	563	563	
平均値(万円)	24.3	5.8	5.0	18.4	
最小値(万円)	0.2	0.2	2.0	0.4	
最大値(万円)	60.0	20.0	15.0	70.0	

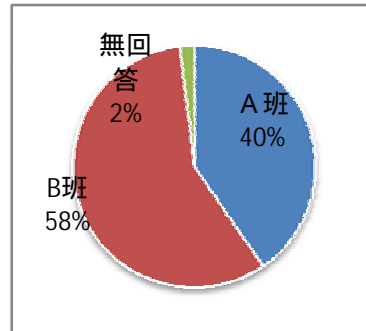
1: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。

【その他の回答が多かったもの】
実家への生活費仕送り、備品、管理費など

【回答対象：新司法修習の者のみ】

3 - 1 班はどちらでしたか。

A班	214	40.5%
B班	305	57.7%
無回答	10	1.9%
合計	529	100.0%



【回答対象：3 - 1で「A班」と回答した者のみ】

3 - 2 選択型実務修習開始時に、住居に関して支出した費用はいくらでしたか。

	住居を 賃借する 際の初期 費用(敷 金・礼金・ 手数料な ど)	引っ越 し費用 (移動の ための交 通費は除 く)	その他	合計	1
費用あり	5	39	6	46	
費用なし(=0円)	157	156	157	158	
非該当	339	339	339	339	
無回答	62	29	61	20	
合計	563	563	563	563	
平均値(万円)	14.2	3.1	4.4	4.8	
最小値(万円)	3.0	0.3	0.5	0.3	
最大値(万円)	30.0	40.0	10.0	40.0	

1: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。

【その他の回答が多かったもの】
荷物の送付、交通費、管理費など

4 - 1 修習期間中の「毎月の家計状況」について教えてください。

(1) 実務修習期間中の「毎月の家計状況」

	住居費	水道光熱費	食費	衣料費	奨学金の返済	その他	～の合計 2	合計 3
回答数 1	544	531	542	525	472	300	552	552
無回答	19	32	21	38	91	263	11	11
合計	563	563	563	563	563	563	563	563
平均値(万円)	5.5	1.1	4.8	1.7	1.0	3.7	12.7	15.5
最小値(万円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
最大値(万円)	30.0	5.0	20.0	20.0	9.0	13.0	60.0	60.0

- 1: 回答数には「0円」と回答したのものも含む。
 2: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。
 3: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。

【その他の回答が多かったもの】
 交際費、通信費、書籍代、交通費など

(2) 集合修習期間中の「毎月の家計状況」

	住居費	水道光熱費	食費	衣料費	奨学金の返済	その他	～の合計 2	合計 3
回答数 1	498	478	509	486	444	279	518	520
無回答	65	85	54	77	119	284	45	43
合計	563	563	563	563	563	563	563	563
平均値(万円)	4.2	0.5	4.6	1.3	1.0	3.5	10.3	13.0
最小値(万円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
最大値(万円)	30.0	5.0	20.0	10.0	9.0	13.0	60.0	60.0

- 1: 回答数には「0円」と回答したのものも含む。
 2: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。
 3: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。

【その他の回答が多かったもの】
 交際費、通信費、書籍代、交通費など

4 - 2 修習期間中の「特別な出費」について教えてください。

	就職活動費	その他	合計 1
費用あり	274	283	399
費用なし(=0円)	38	2	21
無回答	251	278	143
合計	563	563	563
平均値(万円)	10.4	14.7	17.6
最小値(万円)	0.1	1.0	0.3
最大値(万円)	60.0	115.0	115.0

- 1: ~ が全て無回答の場合のみ「無回答」とする。

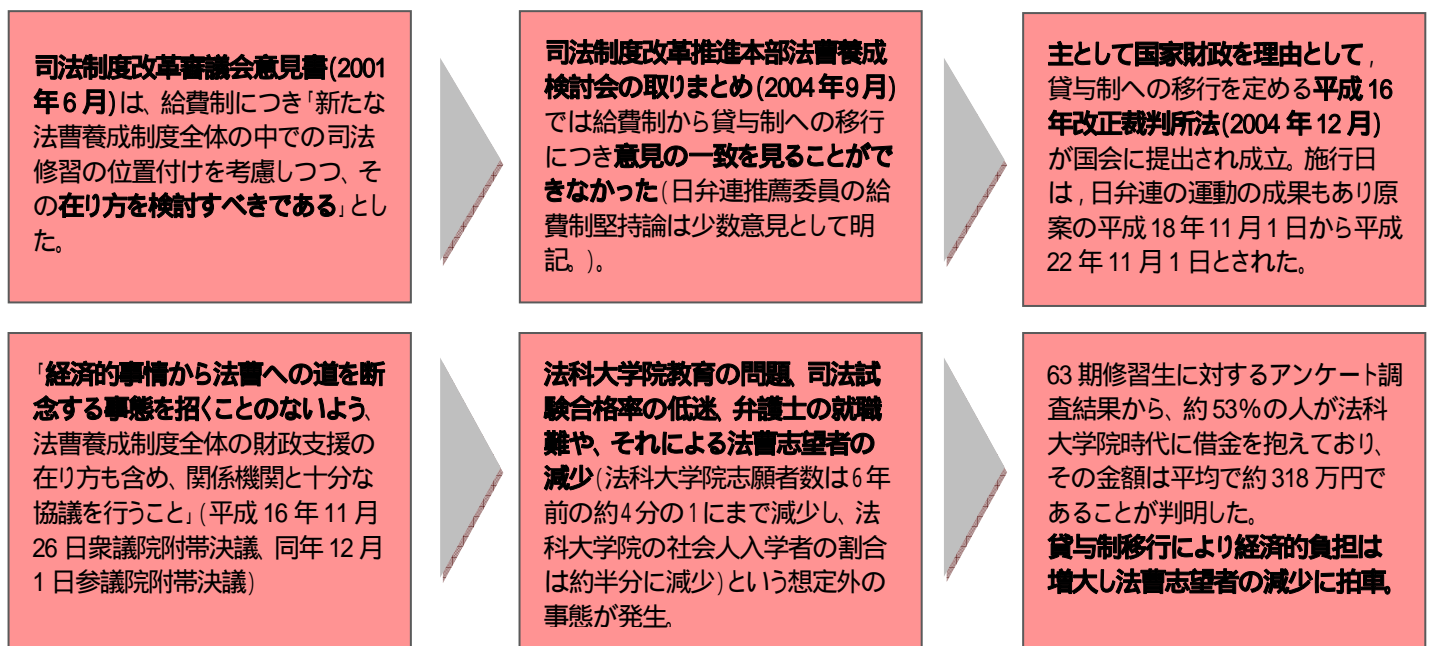
【その他の回答が多かったもの】
 修習のためのパソコン購入費、二回試験中の宿泊費、プリンター購入費、弁護士会登録費など

従前から給費制維持を一貫して主張してきた

- 司法制度改革推進本部の当時から、新しい法曹養成制度の導入後も、司法制度の担い手たる法律家の公共性・公益性や、実務能力の習得という司法修習の重要性という観点から給費制の維持を一貫して主張してきた。

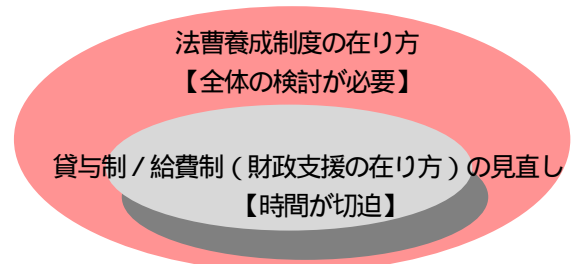
なぜ、改めて給費制維持を主張したのか

- 法科大学院教育の問題、司法試験合格率の低迷、弁護士の就職難や、それらを原因とする法曹志望者の減少という想定外の事態が生じており、現実を直視して新しい法曹養成制度が抱える様々な問題点の改善を図る必要があると認識。
- 実際に司法修習生の債務負担事情を調査し、その具体的データから、貸与制への移行が法曹志望者減少に拍車をかけることに危機感を抱いた。
- 給費制の維持を求めることは、社会の幅広い需要に応える多様で質の高い法曹を養成するという、新しい法曹養成制度の理念には反しない。



なぜ、給費制維持運動を先行したのか

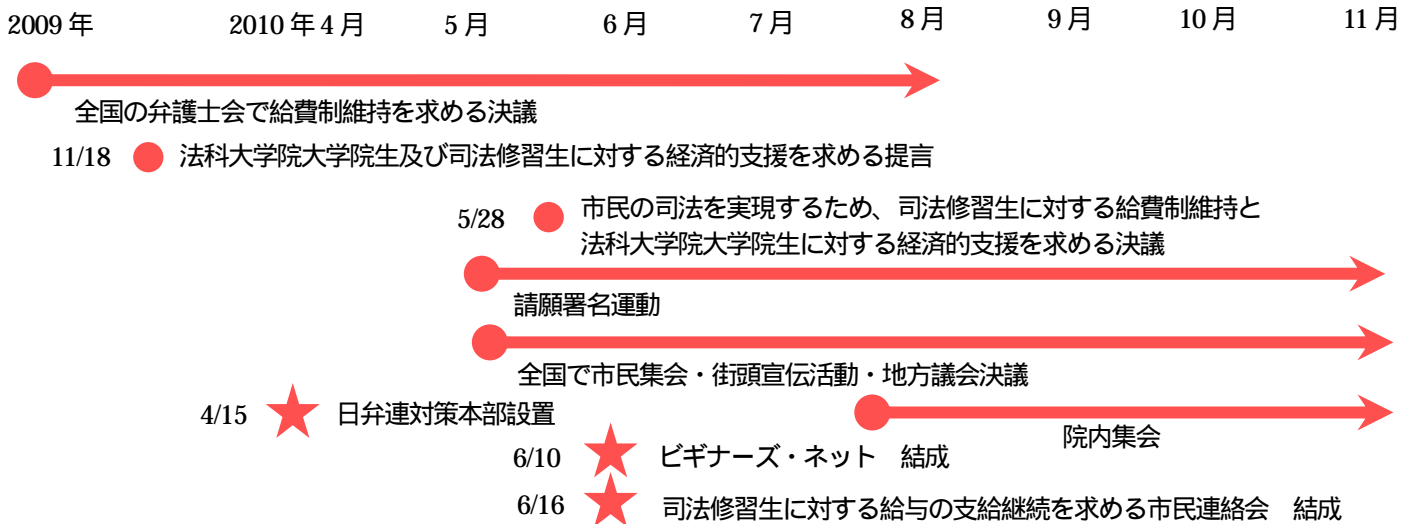
- 新しい法曹養成制度の改善に向けた取り組みが始まったが、貸与制の施行日は平成 22 年 11 月 1 日と迫っていた。
- 法曹志望の減少という想定外の事態が現に進行中であり、貸与制への移行はこの傾向に拍車をかけ、ひいては新しい法曹養成制度の改善に悪影響を与えかねないと危惧した。
- 時間切れによる貸与制移行という事態を避けるため、当面差し迫った課題として、貸与制の見直しまたは見直しを前提とする施行延期を求めて、法改正運動に取り組むこととした。



- ✓ 平成 16 年の立法当時の想定と現状との乖離 (法曹志望者の減少)
- ✓ 貸与制移行による新しい法曹養成制度改善の取り組みへの悪影響の懸念

どのような運動を行ったのか

- 国民の理解と支持を得るための努力が必要と考え、市民団体等とともに署名運動に取り組み、67万筆を超える署名を国会に提出した。
- 全国各地で開催した市民集会(延べ37ヶ所)では、裁判のもと当事者など市民の立場からの意見を発表してもらった。地元選出の国会議員が多数出席し、司法制度の利用者の生の声をヒアリングする機会になった。
- 院内集会を5回開催した。多数の国会議員が出席し(延べ100名の本人出席、延べ200名の代理出席)、様々な角度からの意見を述べられた。多数のメッセージも寄せられた。
- 給費制維持を求める意見書・陳情書が採択された地方議会は30自治体に上った。



平成22年改正裁判所法成立の経緯

- 給費制の存廃問題は平成22年の臨時国会(第176回国会)以前の通常国会(第174回国会)や各政党の法務部門会議でも議論されてきた。
- 臨時国会で審議されるも、時間切れによりいったん貸与制が施行されたが、新64期の司法修習開始前に政党間協議が整い、1年間に限って貸与制の実施を延期し給費制を継続する法律が成立した。
- 法改正に際し、給費制が継続される1年間に法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うとの趣旨の決議が、衆議院法務委員会でなされている。



2010年11月24日衆院法務委員会議事録

奥田委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局戸倉総務局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

奥田委員長 裁判所法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付しましたとおりの起草案を得ることとなりました。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明を申し上げます。

本年十一月一日に施行された改正裁判所法により、司法修習生に対し給与を支給する制度にかえて修習資金を国が貸与する制度が導入されたところであります。しかしながら、昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政支援のあり方について見直しを行うことが緊要な課題となっております。

本起草案は、このような状況にかんがみ、平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

奥田委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。仙谷法務大臣。

仙谷国務大臣 本法律案につきましては、政府としてはやむを得ないと認めます。

奥田委員長 お諮りいたします。

裁判所法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付しております起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

奥田委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

奥田委員長 この際、辻恵君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、たちあがれ日本、国益と国民の生活を守る会の共同提案による裁判所法の改正に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。稲田朋美君。

稲田委員 ただいま議題となりました裁判所法の改正に関する件の決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

裁判所法の改正に関する件（案）

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

奥田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決をいたします。

辻恵君外五名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

奥田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり決しました。

この際、ただいまの決議につきましては、法務大臣及び最高裁判所当局から発言を求められておりますので、順次これを許します。仙谷法務大臣。

仙谷国務大臣 ただいま可決されました決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

以上です。

奥田委員長 次に、戸倉最高裁判所事務総局総務局長。

戸倉最高裁判所長官代理者 ただいまの委員会決議の裁判所に関する部分につきましては、その問題意識を十分に踏まえまして、最高裁判所として適切に対処してまいりたいと考えております。

奥田委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

2010年11月25日参院法務委員会（議事録から給費制関連質疑抜粋）

委員長（浜田昌良君） 裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者衆議院法務委員長奥田建君から趣旨説明を聴取いたします。奥田建君。

衆議院議員（奥田建君） ただいま議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本年十一月一日に施行された改正裁判所法により、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて修習資金を国が貸与する制度が導入されたところであります。しかしながら、昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが緊要な課題となっております。

本案は、このような状況にかんがみ、平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が本案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

委員長（浜田昌良君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

まず、提案されました衆議院の法務委員長にお伺いいたします。

今回のこの裁判所法の改正案ですけれども、元々今回議論になりました貸与制への移行というものが国会で通りましたのが二〇〇四年のことです。その際、当時野党ではいらっしゃいましたけれども、民主党も賛成されております。この六年の間にこの貸与制をもう一度このように強引に、ほとんど衆議院での議論もなく、そしてこのように急に既に施行されている法律をひっくり返すその実質的な理由をお伺いいたします。

衆議院議員（奥田建君） 桜内委員からの御指摘、またしっかりと受け止めたいと思います。

ただ、強引にということに関しては、各会派の中で慎重な審議等プロセスを経て、また衆議院の法務委員会では全会一致という形で成立しているということをお承知いただきたいというふうに思います。

まず、この六年間、やっぱり法曹を取り巻く状況というのが大きく変わって

きたということもあるかと思えます。一度、司法制度改革という中で提起されたことではありますけれども、そのときと比べて法曹を取り巻く状況が大変厳しいものになっている、これは提案の趣旨にも書いてございますとおりであります。

そして、やはり法曹の志望者、志願者というものがここ数年大きく減ってきてしまっている。司法制度改革の大きな目的でもあります、目標でもあります法曹人口の拡大ということにやはりまだめどが立っていないと。一つでも、そういう法曹志望者、法曹人口の拡大とともに、国民に対してその権利を擁護するその点を広げていくという大きな目標というものに到達していないという点が挙げられるかというふうに思います。

桜内文城君 今委員長おっしゃいましたけれども、残念ながら衆議院の法務委員会では我が党みんなの党は会派として参加できておりませんので、そういった意味で各党各会派の議論をしっかりとしたという点は当てはまらないというふうに指摘させていただきます。

事ここに至るまで、既にこの改正法が施行されたこの時期に至るまで、なぜここまで来たかといいますと、それは与党である民主党、あるいは野党、自民党そして我々みんなの党を始め大変異論が多かった、議論もその分たくさんあった、論点と申しますか、法律であります。それをここに来て突然、先週から一気に委員長提案でこのように衆議院を通過させてこの参議院に付託されてくるということは、国会対策上の政治的配慮あるいは国民不在の党利党略に基づくものと言わざるを得ません。その点について、委員長、どうお答えになりますか。

衆議院議員（奥田建君） 異論が多かったといいますか、そういう意見があったことは事実だというふうに思います。

ただ、この法が平成十六年に施行される際にもまた貸与に対する異論というものがあつたのも事実ですし、また日弁連としても一貫して給費制の維持ということを訴えていたわけでもあります。そして、先ほど言った、また法曹界を取り巻く就職の状況あるいは経済状況といったものの中から、やっぱり有為なそしてまた優秀な人材を育成するというところの大きな危機感というものが各会派にも訴えられてきて、そのことをまた真摯に受け止めて、今暫定の措置ではあるけれども、この一年足らずの間に修習生に対する財政支援という在り方を政府も、そして最高裁も、そしてまた日弁連も協議の上でしっかりと決めていただきたいというのがこの法案の趣旨でもあります。

桜内文城君 実質的なこの給費制維持の理由が私はないと考えております。

最高裁から日弁連に対しまして、この九月に二度にわたりまして質問状が出されております。最高裁及び、できれば法務大臣にもお答えいただきたいんですけれど

も、その質問状の中では、経済的事情によって法曹を志すことを断念せざるを得ないというような日弁連の主張に対して、それが本当に給費制維持との論理的な関係があるのか、これについて最高裁も尋ねております。確かに、日弁連はその後二回にわたりまして回答書を出しておりますけれども、私が見ましても、恐らく国民の多くが見ましても、十分な説得力のある理由をそこに書いてあるとはとても思えません。

最高裁は、これに納得しているのか、そしてまた実際にこのような法曹養成制度を所管する法務大臣、どのようにお考えか、お聞きいたします。

最高裁判所長官代理人（大谷直人君） お答えいたします。

裁判所といたしましては、日本弁護士連合会に、今御指摘のとおり、例えば弁護士となって五年を経過した以降の収入の状況等、日弁連の主張の根拠となる具体的なデータの提供を求めていたわけですが、こういった点につきまして日弁連から十分な提供ないし説明があったとは必ずしも考えておりません。

ただ、最高裁といたしましては、今後この論点についての検討がされる際には、関係機関との間で実証的なデータに基づいた意見交換をしてみたいと、このように考えております。

国務大臣（仙谷由人君） 個人的には、この麗しい司法研修制度、そしてこれが給費制であったという戦後の歴史の中で受益を受けてきた者としていたしましては、なかなかこれについての論評を特に今の立場としてはし難いわけでございます。

個人的な感慨、見解は多々あるわけですが、今日は法務大臣として参っておりますので、特にこの本法案は議員立法として提出されておりますので、国会の意思を尊重すべきものと考えておりまして、私の個人的な見解は、さすがの丸山先生や森先生も、あるいは江田先生も小川先生もいらっしゃいますけれども、ここは差し控えさせていただきます。

桜内文城君 この法案の一番の問題というのは、法曹の志願者が減少する、そういった原因に対して真の回答を示していないからだと私は考えております。経済的な負担が生ずるその大半は、むしろロースクールの修学期間に生じております。給費制維持のために約百億円の税金を投入し、そのことは別の言葉で言えば、ロースクールで頑張って学びながらも残念ながら司法修習生となれなかった、そういった人たち、ロースクールで多額の負債をしょってしまった人たち、その人たちからも税金という形で、言わば勝ち組の司法修習生に対して年間百億円もの税金を投入する、言わば強い者が弱い者いじめをする、そういった構図だからこそ、恐らくは、様々な新聞の社説にもここ数日にぎわしておりますけれども、国民の大多数の賛同を得られていない、こういった法案になぜ、私どもみんなの党としましては、大き

な巨大与党であります民主党、そして自民党さん、公明党さん、皆が議論もなく賛成されるのか理由が分からない、このように考えております。

今日、仙谷法務大臣は、常に国民の目線に立ち、こういうふうなことを述べていらっしゃる。そしてまた、とりわけ法曹養成制度の在り方については云々と抱負を述べられておりますけれども、その初日からこういったまさに弱い者いじめをする、強い者がむしろ給費制を維持することによって弱い者から税金をむしり取る、こういった制度をこの国会において通してしまおう、それも衆議院ではほとんど全く議論もされずに委員長提案でやってくる。私どもみんなの党は、そういった国民の目線から乖離したこの永田町の常識に対して異議を唱えたいと考えております。

委員長、どのようにお考えになりますか。

衆議院議員（奥田建君） 桜内委員御指摘のとおり、経済的な問題というのは何も修習の期間だけではないというのは全くそのとおりであるというふうに思います。そして、先ほどの質問のところに戻る部分ありますけれども、なぜ最高裁からの質問が今年の九月なのかということがちょっと私にも疑問に残る点でもあります。六年もの間それだけの議論が真摯にされてきていなかったのかと。やっぱり、関係機関の間で納得し合える制度というものを私たちは提示していきたいということでもあります。

桜内文城君 私、法務委員会の理事をしているということで、ロースクールの学生さんからもたまに電子メールをいただくことがあります。大変悲痛な声であります。それは、給費制維持という、そういうものでは全然ありません。むしろロースクールの在り方そのもの、そして今の制度であります三回受験に失敗したらという、三振したらというその制度、あるいはまさに人生を懸けて彼らは、会社を辞めた人もロースクールに行っているわけですね、社会人の方は。そして、お金も掛けて、若い時間、時間を掛けて、二年なり三年なり、社会人として周りの人間が頑張っているところを横目で見ながら耐え忍んで、経済的な苦境にも耐えて、しかしながら法曹になる道がないかもしれないというこのリスクにおびえながら一生懸命やっている学生さんがいっぱいいるわけです、若い人が。その人たちが望んでいるのはこんな給費制の維持じゃないんですよ。まさに勝ち組に対して負けた人たちが税金をもって、年間百億円も彼らに対して援助をしていくことになるんです、結果として。

確かに、司法修習生の方々が貸与制に替わることによってその分負担が増えるというのも十分理解できますし、不満を述べられるのも分かります。しかし、今のこの世の中、就職が大変だ、あるいは経済が大変だという時期に、負け組を更にいじめめるようなこういった制度を、それも国会での議論なく、ほとんどなくしてこういうふうに提案されてくるということに私は大変憤りを感じております。

最後の点、一つ予算の点についてお伺いいたします。

最高裁にお伺いいたしますけれども、今回の法案、非常に、私が言うのも大変失礼ですけれども、予算措置、財源措置というものについてほとんど全く触れられておりません。しかし、これを一年間とはいえ延長するということは、百億円程度の予算が、財源が必要とされてまいります。これにどういうふうに対応されていくおつもりなのか、お聞きいたします。

最高裁判所長官代理人（林道晴君） お答えします。

給費制が一年間延長された場合には、まず、平成二十二年度予算におきまして、この十一月二十七日に採用される予定の修習生、司法修習新六十四期の修習生になりますが、それに係る司法修習生手当あるいは共済組合の関係の負担金等として、合計約二十七億円の予算を計上する必要があります。これにつきましては、裁判所の他の予算を流用する手続を速やかに取ることを考えております。また、平成二十三年度の予算につきましては、本年の十一月から貸与制に移行することを前提として概算要求を行っておりますので、給費制が一年間延長された場合には、それに応じた予算要求に改めることが必要になります。

以上です。

桜内文城君 予算ですので、財政法の関係になってくるんですけれども、財政法三十三条二項、流用するためには財務大臣の承認を経なければならないということではありますが、今回、報道なりで聞くところによりますと、報道というと仙谷長官に怒られますけれども、財務副大臣が聞いていないよというふうにお怒りになったとも仄聞しております。

確かに、手続上は同じ最高裁判所という項の中の話ですので、流用は確かに可能であります。国会の議決を経ることなく財務大臣の承認があればもちろん認められるわけですけれども、しかし、これ、修習資金貸与金というものを司法修習生手当に変えるということでございまして、これは言わば貸付金をあげっ放しのお金にしてしまうというものでありますので、お金に色はないとはいえますけれども、その性質は全く違います。

これが財政法上も、もちろん財政法上認められる手続とはいえ、そういったまさに無理強いをしてまでこのような法案をそもそも通そうとする、そういった与党及び大政党の皆様方に一言抗議を申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

給費制を一年間継続させるという法案であります。様々な議論、困難ありました

けれども、この法案、取りまとめられました法務委員長を始め関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

我が党は、公的な役割を担う法曹の養成に受益者負担主義を持ち込むべきでない、そして経済的な理由で法曹を断念する事態が生まれれば、多様な人材を法曹界に取り込むという、取り入れるという司法制度改革の趣旨にも反するとして、当時、法改正に反対をいたしました。その後、関係者の懸念が現実のものとなり、また法改正時に、必ずしも予想されていなかった事態も生まれました。その中で、法曹を目指す若い皆さん、ビギナーズ・ネットや日弁連、市民からのいろんな世論と運動が広がる中で、今回の改正になったんだろうと思います。

勝ち組、負け組というお話があったんですが、私はやっぱり若い法曹の皆さんとお話をしている、司法試験受かって弁護士になったら勝ち組だと、そういう発想で弁護士活動をしたくないからこそちゃんと給費制をしてほしいという、そういう声だったんだろうと思います。

その上で、まず提案者にお聞きいたしますが、これを一年間継続させるということが必要だと判断した事情、理由について改めてお聞きしたいと思います。

衆議院議員（大口善徳君） ただいま井上委員からこの法案に対して賛意の御指摘がございまして、ありがとうございます。

まず、衆議院法務委員長も答弁いたしましたけれども、本当に最近の法科大学院の志願者が急減しています。平成十六年に比べても、それこそ三分の一になっているんですね。また、平成十五年から見ますと、これはもう四分の一以下になっています。ですから、法曹の志願者が激減しているという、ここをやはり我々がしっかりこの原因を究明しなきゃいけない、こう思っているわけですね。

その中には当然、例えば法科大学院を修了して、そして合格者が二割と、こういう非常に合格率が低いということもあります。それから、やはり司法試験合格して修習終了しても就職できない人が、例えば今年の七月ですと三五%がまだ内定が出されていない、こういう諸事情もあると思います。それとともに、やはり法曹を目指す人に対する時間的あるいは経済的な負担が非常に大きいと。特に、我々の場合は例えば現役で合格をして、それで修習をしてということがございました。しかし今は、学部を卒業しても二年とか三年とかいう期間が掛かります。そういうことからいきまして、非常にそういう点でも経済的にも負担があると。

このことも、やはり志願者が急減している要素一つ一つを取っていかなきゃいけない。そのために一年掛けてしっかりと、この財政支援の在り方も、これは政府もまた最高裁判所も当事者としての意識を持って検討していく。また、我々国会も、あるいは立法府の怠慢ということがあったと思います。我々もしっかりやっていく、

それによってこの議論をしていく、そして法曹養成制度全体のことにつきましてもしっかり議論をしていく、そのための一年間であるということでございます。

井上哲士君 給費制が廃止をされた二〇〇四年の改正の際に当委員会で附帯決議を付けたわけでありますが、その中身は、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることのないよう、また経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分協議を行うことと、こういう決議を付けたわけですね。

私は、この決議が実際十分に行われてこなかったということが非常に大きな問題だと思っております。先ほどありましたように、最高裁が今回給費制の維持を求める日弁連に対して質問状を出されましたけれども、この決議の趣旨からいいますと、やっぱり最高裁や法務省自身がそういうデータをしっかり持つておくべきだったと思っております。そういう調査をしてこなかった、そしてまともな検討をしてこなかったということが問題だと思っております。

私は、今回のこの一年の延長、継続ということを受けて、最高裁そして法務省自身がそういう実態についての幅広い調査をして検討することが必要だと思っておりますが、最高裁それから法務大臣、それぞれいかがでしょうか。

最高裁判所長官代理人（大谷直人君） お答えいたします。

法曹養成制度に対する財政支援の在り方につきましては、多分に立法政策にかかわるものでありますため、今後政府を中心に検討がなされるものと承知しておりますが、法曹養成の最終段階である司法修習を所管する最高裁判所といたしましても、経済的事情から法曹への道を断念するような事態が生じないように、司法修習生の経済状況等につきましてどういう調査を行うことがデータ収集として適切かといったことについて検討いたしまして、そして関係機関に対して必要な協力をしてまいりたいと、このように考えております。

国務大臣（仙谷由人君） 先ほどからお伺いしているんでありますが、結局この問題は、とりわけ法曹の場合には、弁護士のみならず、出口は検察官と裁判官の養成ということにもなります。あるべき法曹一元がそもそも実現しておれば、こんな議論にはならないのかも分かりません。

というのは、先ほど御質問された桜内先生、僕はそれ非難して言うんじゃないかもしれませんが、やっぱり国費で留学していただいて、外国の世界でも通用されるリーダーシップになっていただきたいというのが多分今の霞が関人材の外国留学というふうな制度だと思います。つまり、だから法律とか司法の世界の人材養成を、これ裁判官も検察官も含めて、国民の理解の下でどのように税金を使って養成していくのかと。これは、例えば医療もそうであります。皮肉なことに、法律家というか、法曹

養成のところでは税金を使わないことになった瞬間に、それまでいわゆる無給インターンという制度だった医者の養成のところにお金が入られるということになったのが多分二〇〇四年だったと私記憶しておるんでありますが、ここはやっぱり改めてこの機会に国民的な議論をしていくと。

つまり、この法律の世界を、あえて国費を投入して人材養成していくに値する世界なのかどうなのかということ、議論をもう一遍していかなければいけないのではないかとというのが最近の私の気分でございます。政府の中にワーキングチームもできたということでもありますから、人材養成あるいは教育という観点から、改めて、この百億という、巨額と思うか、百億程度のお金で人材養成ができるのであれば大いにやるべしというふうになるのか、あるいは百億は高いから五十億で何とか事を済まそうとするのか、その種の議論を大いに闊達に私はやってみるべき価値のあることだと思っております。

井上哲士君 その上で最後ですが、そういう議論を通じて、やっぱりこの公的な役割を成す法曹の養成については給費制が必要だと、こういう結論になった場合は、この法案自身は一年間の継続でありますけれども、再改正もして、制度自身の存続ということも法律としては排除をされていないと、そういうことを確認しておきたいんですが、よろしいでしょうか。

衆議院議員（奥田建君） 井上委員のおっしゃるように、こうであらなければならぬという将来のことを断じている法案ではありません。あくまで暫定的な措置として、そして修習生の財政支援、あるいはその以前の、今桜内委員から御指摘のありましたように、ロースクールのところの負担というもの、あるいは修習生を終えて法曹界にデビューしてからの方たちがどういう財政状況にあるのかと。やはり、しっかりとしたデータをお互いに持った上で、国会も含めて、先ほど言った法曹の三者と、そしてまた国会での議論というものを通じてこれからの在り方を決めていきたいというところに対しての暫定的措置であるということをお理解いただきたいのと同時に、またそれからの道は皆さんとともに見付けていくんだということをお承りいただきたいと思っております。

なお、付け加えてになりますけれども、人材養成ということに関しても、中期的な視点でしっかりとその在り方というものを、教育のプログラムであるとかそういうことも含めて考えていただきたいということを決議の一つに付け加えさせていただいております。

井上哲士君 ありがとうございます。

委員長（浜田昌良君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

桜内文城君 私は、みんなの党を代表して、裁判所法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

この法律、給費制を維持するための実質的な法律がない、そのことを反対の第一の理由とさせていただきます。

経済的な理由の大半は、むしろロースクール修学期間に生じております。給費制維持のために約百億円の税金投入をすることは、ロースクールで学びながらも残念ながら司法修習生となれず、多額の負債だけを抱えた者からも税金という形で勝ち組に対する経済的援助を強制するということになりますけれども、これを合理化する理由はありません。

そして、反対する第二の理由でありますけれども、一つには、今回のこの国会での議論が十分になされていない、その手続上の瑕疵を指摘させていただきます。

六年前、この貸与制が決まった際に、当時野党でいらっしゃいました民主党も賛成して成立した法律でございます。そして、この十一月からいよいよ施行がされております。それをこの時期に、事ここに至るまで民主、自民両党でも異論が多かった本件につきまして、突然委員長提案で衆議院を通過させてこちらに付託する、これは国会対策上の政治的配慮、国民不在の党利党略に基づくものと非難せざるを得ません。

例えば、今、先ほどの質疑でも仙谷法務大臣もおっしゃいましたけれども、本来であれば法曹の人材育成制度等については大いに闊達な議論をすべきである、そのように私たちも考えております。また、最高裁も先ほどの質疑の中で答弁されましたが、今回の給費制維持の日弁連さんからの回答にも十分納得はしていないけれども、そのような御答弁もありました。

今回、私どもが反対する理由としまして、その二つ目に挙げました手続が十分でないということは、まさにこの議論をすべき国会の場でほとんど議論もなくこのような法律が今まさに通ろうとしていることにあります。

例えば、議論すべきところといたしまして、ここで挙げさせていただきますが、例えば貸与制を補完する他の制度といたしまして、弁護士過疎地域での勤務や国選弁護、介添え人活動に従事する弁護士について貸与金の返還免除を認める、このようなことも考えられます。あるいは、日弁連がこれほどのごり押しをしようとするのであれば、優秀な後進育成のために返還不要な奨学金制度を創設する、あるいは司法修習生の修習専念義務の緩和を行い、少なくとも法律事務所でのアルバイト等を認めてやる、いろんなやり方はあるかと思えます。

そのような他の補完する制度について何の議論もなされることなく、単に過去の制度を復活させる、それも先ほども質疑の中で述べましたけれども、年間百億円もの税金を投入してそのような制度を維持することにどれだけの理由があるのか、少なくともそういった議論をこの国会で私どもはさせていただきたかった、このことを申し上げまして、以上、反対の討論を終わります。

委員長（浜田昌良君）他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

裁判所法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（浜田昌良君）多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（浜田昌良君）御異議ないと認め、さよう決定いたします。

資料 6

給費制存続を求める請願署名数

	弁護士会	署名数
1	東京	81173
2	第一東京	37184
3	第二東京	38198
4	横浜	14870
5	埼玉	8026
6	千葉県	18584
7	茨城県	3545
8	栃木県	688
9	群馬	9000
10	静岡県	3355
11	山梨県	5330
12	長野県	14384
13	新潟県	4373
14	大阪	41524
15	京都	25392
16	兵庫県	3594
17	奈良	514
18	滋賀	382
19	和歌山	5394
20	愛知県	37314
21	三重	1547
22	岐阜県	2253
23	福井	888
24	金沢	5520
25	富山県	10355
26	広島	33471

	弁護士会	署名数
27	山口県	1193
28	岡山	1541
29	鳥取県	466
30	島根県	10805
31	福岡県	86368
32	佐賀県	13024
33	長崎県	505
34	大分県	2944
35	熊本県	9742
36	鹿児島県	1525
37	宮崎県	6280
38	沖縄	7214
39	仙台	14281
40	福島県	4965
41	山形県	284
42	岩手	3787
43	秋田	2017
44	青森県	3192
45	札幌	43836
46	函館	950
47	旭川	683
48	釧路	6424
49	香川県	414
50	徳島	539
51	高知	627
52	愛媛	1488
53	その他	46678

署名数
合計

678,630

[2010年11月16日時点]

地方議会での給費制維持に関する意見書・陳情書採択状況

都道府県	議会	採択月日	意見書・陳情書
群馬	群馬県議会	2010年10月20日	司法修習生に対する給費制の存続等を求める意見書
	前橋市議会	2010年9月24日	司法修習生に対する給費制の維持を求める意見書
	高崎市議会	2010年9月29日	司法修習生に対する給費制の維持を求める意見書
山梨県	山梨県議会	2010年10月7日	司法修習生の給費制の存続を求める請願書
長野県	長野県議会	2010年7月2日	司法修習生に対する給費制存続を求める意見書
愛知県	名古屋市会	2010年6月29日	司法修習生に対する給費制の維持に関する意見書
和歌山県	和歌山県議会	2010年9月28日	司法修習生の給費制の存続を求める意見書
福岡県	北九州市議会	2010年9月30日	司法修習生に対する給費制の堅持を求める意見書
熊本県	熊本県議会	2010年10月8日	司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書
宮崎県	宮崎県議会	2010年9月24日	司法修習生に対する給費制存続を求める意見書
	宮崎市議会	2010年9月16日	司法修習生給費制存続を求める意見書
	日向市議会	2010年9月6日	司法修習生給費制存続を求める陳情書
	日南市議会	2010年9月29日	司法修習生給費制存続を求める意見書
	椎葉村議会	2010年9月14日	司法修習生給費制存続を求める意見書
	秋田県議会	2010年10月13日	司法修習生の給費制の存続を求める意見書
秋田県	秋田市議会	2010年10月1日	司法修習生の給費制の存続に関する意見書
	横手市議会	2010年9月24日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	にかほ市議会	2010年9月22日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	北秋田市議会	2010年9月27日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	由利本荘市議会	2010年9月22日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	男鹿市議会	2010年9月22日	司法修習生の給費制の存続を求める意見書
	井川町議会	2010年9月22日	司法修習生の給費制の存続を求める意見書
	羽後町議会	2010年9月24日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	美郷町議会	2010年9月10日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	八郎潟町議会	2010年9月16日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	藤里町議会	2010年9月17日	司法修習生の給費制の存続を求める意見書
	三種町議会	2010年9月17日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	大潟村議会	2010年9月22日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	東成瀬村議会	2010年9月12日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書
	上小阿仁村議会	2010年9月16日	司法修習生に対する給費制の存続を求める陳情書

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会

TOP

市民連絡会の紹介

解説

トピックス/お知らせ

賛同団体/賛同者

メッセージ

私たちは、司法修習生への給与の継続支給を求めます！

賛同団体(都道府県、50音順)

833団体 11/25現在

市民連絡会参加団体

冠川水源を慕う会
 彩の国資源循環工場と環境を考えるひろば
 自由法曹団
 青年法律家協会弁護士学者合同部会
 全国クレジット・サラ金問題対策協議会
 全国消費者行政ウォッチねっと
 年越し派遣村が必要ないワンストップサービスをつくる会
 日本国民救援会中央本部
 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

埼玉西部土と水と空気を守る会
 司法に国民の風を吹かせよう実行委員会
 消費者行政充実ネットちば
 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
 全国公害弁護団連絡会議
 全国労働組合総連合
 認定NPO法人 難民支援協会
 (財)日本消費者協会
 労働者福祉中央協議会

都道府県	団体名
全国	特定非営利活動法人 NPO 事業サポートセンター
全国	国鉄労働組合
全国	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)
全国	セラミックス産業労働組合連合会
全国	全国自動車交通労働組合連合会(全自交)
全国	全国商工団体連合会
全国	全国生活保護裁判連絡会
全国	全国福祉保育労働組合
全国	全国労済労働組合連合会(労済労連)
全国	全国労働金庫協会
全国	全国労働金庫労働組合連合会(全労金)
全国	全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)
全国	全国労福協OB会
全国	全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)
全国	中国「残留孤児」国家賠償訴訟原告団事務局
全国	日中友好残留孤児虹の会
全国	日本学生支援機構労働組合
全国	日本婦人団体連合会
全国	(社)日本労働者信用基金協会
全国	反貧困ネットワーク
全国	「平和への結集」をめざす市民の風
全国	(株)労金カードサービス
北海道	自治労豊富町職員労働組合
北海道	自治労稚内市労働組合連合会
北海道	北海道季節労働組合宗谷地区本部
北海道	北海道教職員組合宗谷支部
北海道	北海道労働金庫
北海道	北海道労働者福祉協議会宗谷ブロック
北海道	連合北海道宗谷地域協議会
北海道	連合北海道留萌地域協議会
北海道	連合北海道留萌地区連合会
北海道	稚内地区高齢退職者団体連合
青森	青森銀行労働組合
青森	青森県労働組合総連合
岩手	(社)岩手県労働者福祉協議会
宮城	新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク(略称:消費者ネット宮城)
宮城	一番町法律事務所

都道府県	団体名
全国	劇団前進座株式会社
全国	国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会(奨学金の会)
全国	生活保護問題対策全国会議
全国	全国建設労働組合総連合(全建総連)
全国	全国住宅生活協同組合連合会
全国	全国生活と健康を守る会連合会
全国	全国電力関連産業労働組合総連合(電力総連)
全国	全国保険医団体連合会
全国	全国労働金庫企業年金基金
全国	全国労働金庫健康保険組合
全国	全国労働組合共済会職員労働組合
全国	全国労働者福祉会館協議会(全国会館協)
全国	全日本自治団体労働組合(自治労)
全国	全日本年金者組合
全国	鉄道運輸機構労働組合
全国	日本医療福祉生活協同組合連合会
全国	日本出版労働組合連合会
全国	日本郵政グループ労働組合(JP労組)
全国	人間らしい労働と生活を求める連絡会議(通称「生活底上げ会議」)
全国	「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
全国	みどりの未来
全国	労働金庫連合会
北海道	自治労中頓別町職員組合
北海道	鉄道退職者の会稚内支部
北海道	北海道季節労働組合稚内支部
北海道	北海道生活協同組合連合会
北海道	北海道労働者福祉協議会
北海道	留萌ブロック労働者福祉協議会
北海道	連合北海道宗谷地域ユニオン
北海道	連合北海道留萌地域ユニオン
北海道	連合北海道稚内地区連合会
北海道	稚内地区連合会連合豊富
青森	青森県地域一般労働組合
青森	青森山田学園教職員組合
岩手	JEC連合関東化学一般労組ショウエイ労働組合岩手分会
宮城	安保破棄・諸要求貫徹宮城県実行委員会
宮城	伊藤藤正歯科クリニック

宮城	角田市職員労働組合
宮城	気仙沼市職員労働組合
宮城	塩竈市職員労働組合
宮城	自治労宮城県社会福祉協議会労働組合
宮城	自治労宮城県本部直属支部
宮城	仙台市教職員組合
宮城	治安維持法国家賠償同盟宮城県本部
宮城	十河法律事務所
宮城	松島町職員組合
宮城	宮城県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会
宮城	宮城県教職員組合仙南支部
宮城	宮城県高等学校教職員組合現業職員労働組合
宮城	宮城県生活協同組合連合会
宮城	(財)宮城厚生協会坂総合病院
宮城	宮城民主医療機関労働組合
山形	弁護士法人 あかつき佐藤欣哉法律事務所
山形	大江町職員労働組合
山形	私鉄・庄内交通労働組合
山形	天童市職員労働組合
山形	東北バイオニア労働組合
山形	西置賜地区労働者福祉協議会
山形	東置賜地区労働者福祉協議会
山形	山形県労働者住宅生活協同組合
山形	(社)山形県労働者福祉協議会
山形	労働金庫南陽地区推進委員会
福島	自治労国見町社会福祉協議会職員労働組合
福島	自治労伊達市職員労働組合
福島	治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟安達支部
福島	福島県市町村職員共済労働組合
茨城	(社)茨城県労働者福祉協議会
茨城	JEC連合化学一般茨城県本部
茨城	JEC連合関東化学一般労組関東全自校支部県西分会
茨城	JEC連合関東化学一般労組ショウエイ労働組合
茨城	JEC連合関東化学一般労組取手自動車教習所分会
茨城	JEC連合関東化学一般労働組合茨城協同食肉支部
茨城	JEC連合関東化学一般労働組合ダイト支部
茨城	JEC連合関東化学一般労働組合ノーブルホーム支部
茨城	中央労働金庫茨城県本部
茨城	富士通テレコムネットワークス労働組合茨城支部
栃木	足利市職員労働組合
栃木	小山市職員労働組合
栃木	鹿沼市職員労働組合
栃木	自治労下野市職員労働組合
栃木	自治労那須烏山市社会福祉協議会職員労働組合
栃木	栃木県国民健康保険団体連合会職員労働組合
栃木	栃木県民公園福祉協会職員労働組合
栃木	栃木市職員労働組合
栃木	芳賀町職員労働組合
群馬	吾妻地区労働者福祉協議会
群馬	伊勢崎佐波地区労働者福祉協議会
群馬	化学総連・信越化学労働組合磯部支部
群馬	桐生地区労働者福祉協議会
群馬	(株)群馬福祉対策協会
群馬	JEC連合関東化学一般ニッソー・ニプロ支部
群馬	自治労群馬県本部
群馬	自動車総連・しげる工業労働組合
群馬	渋川地区労働者福祉協議会
群馬	情報労連・NTT労働組合上信越総支部高崎分会
群馬	情報労連・NTT労働組合上信越総支部東毛分会

宮城	河北新報仙台販売労働組合
宮城	気仙沼市立病院職員労働組合
宮城	自治労白石市職員組合
宮城	自治労宮城県本部
宮城	(特)仙台・みやぎ消費者支援ネット
宮城	仙台市職員労働組合
宮城	東北生活保護利用支援ネットワーク
宮城	反貧困みやぎネットワーク
宮城	みやぎ青葉の会
宮城	宮城県教職員組合石巻支部
宮城	宮城県教職員組合中央支部
宮城	宮城県市町村職員共済組合労働組合
宮城	(財)宮城厚生協会坂総合クリニック
宮城	宮城民医労みやぎ県南医療生協分会
宮城	弁護士法人やまびこ基金法律事務所
山形	エムテックスマツムラ労働組合
山形	上山地区労働者福祉協議会
山形	JAM南東北山形県連絡会
山形	天童木工労働組合
山形	南陽支店ろうきん友の会
山形	パナソニックAVCネットワークス労働組合ネットワーク支部山形地区
山形	山形県生活協同組合連合会
山形	(財)山形県労働者信用基金協会
山形	米沢地区労働者福祉協議会
福島	自治労喜多方市職員労働組合
福島	自治労国見町職員労働組合
福島	自治労二本松市職員労働組合
福島	二本松地区労働組合協議会
茨城	茨城県教職員組合
茨城	北つくば農協労働組合
茨城	JEC連合関東化学一般北三支部
茨城	JEC連合関東化学一般労組関東全自動車学校支部
茨城	JEC連合関東化学一般労組大都製作所支部
茨城	JEC連合関東化学一般労組日本ナショナル製罐支部
茨城	JEC連合関東化学一般労働組合カガミクリスタル支部
茨城	JEC連合関東化学一般労働組合タツミ支部
茨城	鈴縫工業労働組合
茨城	日本労働組合総連合会茨城県連合会(連合茨城)
茨城	鹿行地域労働者福祉協議会
栃木	宇都宮市職員労働組合
栃木	鹿沼市関連法人職員労働組合
栃木	自治労佐野市職員労働組合
栃木	自治労栃木県本部那須塩原市職員労働組合
栃木	栃木県企業局労働組合
栃木	栃木県職員労働組合
栃木	栃木県労働者福祉協議会
栃木	日光市職員労働組合
栃木	茂木町職員組合
群馬	安中碓氷地区労働者福祉協議会
群馬	太田地区労働者福祉協議会
群馬	基幹労連・大同特殊鋼渋川工場労働組合
群馬	(社)群馬県労働者福祉協議会
群馬	国公総連・全農林群馬県共闘対策委員会
群馬	自治労・桐生市役所職員労働組合連合会
群馬	自動車総連・カルソニックカンセイ労働組合群馬分会
群馬	自動車総連・ロジメイト労働組合
群馬	情報労連・NTT労働組合上信越総支部高崎東分会
群馬	情報労連・NTT労働組合上信越総支部高崎別館ビル分会
群馬	情報労連・NTT労働組合上信越総支部前橋分会

群馬	高崎地区労働者福祉協議会
群馬	利根沼田地区労働者福祉協議会
群馬	日本国家公務員労働組合総連合会群馬県連合会
群馬	日本郵政グループ労働組合桐生支部
群馬	日本郵政グループ労働組合渋川支部
群馬	日本郵政グループ労働組合前橋支部
群馬	前橋勢多地区労働者福祉協議会
群馬	連合群馬・吾妻地域協議会
群馬	連合群馬・伊勢崎地域協議会
群馬	連合群馬・桐生地域協議会
群馬	連合群馬・高崎地域協議会
群馬	連合群馬・富岡地域協議会
群馬	連合群馬・藤岡地域協議会
埼玉	彩の国資源循環工場第 期事業を考える会
埼玉	JEC連合関東化学一般労組アサナカ紙商事支部
埼玉	JEC連合関東化学一般労働組合埼玉環境支部
埼玉	日本国民救援会所沢支部
埼玉	クレ・サラ被害者の会「夜明けの会」
千葉	協同労働の協同組合ネットワークちば
千葉	昭和産業労働組合船橋支部
千葉	全建総連千葉県連合会
千葉	全日本運輸産業労働組合千葉県連合会
千葉	(社)千葉県労働者福祉協議会
千葉	東京電力常備職員労働組合千葉総支部
千葉	日本労働組合総連合会千葉県連合会(連合千葉)
千葉	ふなしん出資金返還訴訟原告団
千葉	連合千葉総武地域協議会
千葉	連合千葉南総地域協議会
東京	昭島母親連絡会
東京	足立西民主商工会
東京	荒川母親連絡会
東京	桜美林学園教職員組合
東京	小川町企画
東京	国立・立川・昭島地域労働組合総連合
東京	慶応義塾労働組合四谷支部
東京	国鉄闘争勝利をめざす新宿共闘会議
東京	国分寺地区労働組合協議会
東京	小平市職員組合
東京	三多摩高校問題連絡協議会
東京	出版労連・新宿区労連 C & S 日本支社労働組合
東京	JEC連合関東化学一般労組テーオー食品支部
東京	JEC連合関東化学一般労組ビルメン支部ファーストファシリテーズ分会
東京	JEC連合関東化学一般労働組合化研生薬支部
東京	自交総連グリーンキャブ労組
東京	自治労国分寺市職員労働組合
東京	自治労東京都本部
東京	自治労西東京市職員労働組合
東京	自治労日野市職員組合
東京	公立大学法人首都大学東京労働組合
東京	新宿区労働組合総連合
東京	新日本婦人の会国立支部
東京	新日本婦人の会立川支部
東京	新婦人目黒支部
東京	世田谷区福祉専門学校
東京	世田谷区労働組合総連合(世田谷区労連)
東京	全医労多摩全生園支部
東京	全駐留軍労働組合東京地区本部

群馬	館林邑楽地区労働者福祉協議会
群馬	富岡甘楽地区労働者福祉協議会
群馬	日本郵政グループ労働組合太田支部
群馬	日本郵政グループ労働組合群馬連絡協議会
群馬	日本郵政グループ労働組合高崎支部
群馬	藤岡地区労働者福祉協議会
群馬	連合群馬
群馬	連合群馬・安中地域協議会
群馬	連合群馬・太田地域協議会
群馬	連合群馬・渋川地域協議会
群馬	連合群馬・館林地域協議会
群馬	連合群馬・沼田地域協議会
群馬	連合群馬・前橋地域協議会
埼玉	埼玉県私鉄労働組合連合会
埼玉	JEC連合関東化学一般労組マシモジャパン労働組合
埼玉	所沢の環境と命を守る会
埼玉	能勢法律事務所
千葉	キッコーマン労働組合
千葉	JEC連合関東化学一般労働組合ハイム支部
千葉	人権NGO 言論・表現の自由を守る会
千葉	全電線千葉地方協議会
千葉	全日本森林木材関連産業労働組合連合会千葉地域連合会
千葉	中央労金労組野田支部
千葉	東電ホームサービス労働組合
千葉	東日本旅客鉄道労働組合千葉地方本部
千葉	ヤマサ醤油労働組合
千葉	連合千葉東総・香取地域協議会
千葉	連合ちばユニオン・空港保安事業センター労働組合
東京	足立生活と健康を守る会
東京	荒川区職員労働組合
東京	板橋生活と健康を守る会
東京	大田生活と健康を守る会
東京	小川町シネクラブ
東京	軍事費を削ってくらしと福祉の充実を 国民大運動新宿実行委員会
東京	建交労鉄道アクセス東京分会
東京	国鉄労組中央支部鉄研分会
東京	国民春闘新宿共闘会議
東京	五反田法律事務所
東京	三多摩法律事務所
東京	JMIU信和ユニテック支部
東京	JEC連合関東化学一般労組ビルメン支部セイビ分会
東京	JEC連合関東化学一般労働組合
東京	JEC連合大星ビル管理労働組合
東京	自治労小金井市職員組合
東京	自治労東京都市町村職員共済組合職員労働組合
東京	自治労東京都本部直属支部
東京	自治労八王子市職員組合
東京	渋谷区職員労働組合
東京	新宿一般労組
東京	新日本婦人の会青梅支部
東京	新日本婦人の会世田谷支部
東京	新日本婦人の会町田支部
東京	杉並生活と健康を守る会
東京	世田谷区立三宿小分会
東京	世田谷健康友の会
東京	全国福祉保育労働組合東京地方本部南央支部等々力保育園分会
東京	全日本金属情報機器労働組合田中科学支部

東京	全日本金属情報機器労働組合東京地方本部大東工業支部	東京	全日本金属情報機器労働組合東京地方本部リオン支部
東京	全労連全国一般東京地本 法律会計特許一般労働組合神田分会	東京	全労連・全国一般労働組合東京地方本部政府関連事業支部
東京	太子堂四丁目西山町会	東京	特定非営利活動法人 大地の会
東京	学校法人 大東学園	東京	大東学園高等学校
東京	立川教育市民集会	東京	立川市職員労働組合
東京	立川女性ものづくりの会	東京	立川民主商工会婦人部
東京	玉川民主商工会	東京	地域労組せたがや
東京	中央労働金庫労働組合町田支部	東京	調布市職員労働組合
東京	千代田民主商工会	東京	鶴川高等学校教職員組合
東京	東京医労連根岸病院労働組合	東京	東京自治体労働組合総連合
東京	東京自動車教習所労働組合足立自動車学校支部	東京	東京自動車教習所労働組合町田ドライビングスクール支部
東京	東京清掃労組練馬事業所支部	東京	東京地方労働組合評議会
東京	東京都教職員組合新宿支部	東京	東京都教職員組合町田支部
東京	東京土建一般労働組合足立支部	東京	東京土建一般労働組合荒川支部
東京	東京土建一般労働組合葛飾支部	東京	東京土建一般労働組合小平支部
東京	東京土建一般労働組合西多摩支部	東京	東京土建一般労働組合町田支部
東京	東京都高等学校教職員組合	東京	東京都障害児学校教職員組合城北分会
東京	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟	東京	東京都庁職員労働組合労働支部
東京	東京都労働組合連合会	東京	東京母親大会連絡会
東京	東京労働者福祉協議会	東京	都教組世田谷区立梅丘中分会
東京	都教組世田谷支部	東京	都教組世田谷支部尾山台小分会
東京	都教組世田谷支部世田谷区松丘小分会	東京	都教組世田谷支部千歳中分会
東京	都教組世田谷支部等々力小分会	東京	都教組世田谷支部深沢小分会
東京	都教組世田谷支部松沢小分会	東京	都教組世田谷支部緑丘中分会
東京	都教組世田谷支部武蔵丘小分会	東京	都職労教育庁支部三多摩分会
東京	都庁職都市整備環境支部多摩環境分会	東京	都庁職養育院支部東村山分会
東京	都庁職労働支部亀戸労政分会	東京	都民中央法律事務所
東京	西久保総合法律事務所	東京	日本民主青年同盟立川・昭島地区委員会
東京	日本労働組合総連合会東京都連合会(連合東京)	東京	年金者組合八王子支部
東京	年金者組合町田支部	東京	八王子合同法律事務所
東京	八王子母親大会実行委員会	東京	八王子民主商工会
東京	東村山母親連絡会	東京	平和と民主主義・豊かな暮らしを求める立川懇話会
東京	平和・民主・革新の日本をめざす町田の会(町田革新懇)	東京	法律会計特許一般労働組合東京法律分会
東京	本郷文化フォーラムワーカーズスクール	東京	弁護士法人 まちだ・さがみ総合法律事務所
東京	町田市民病院労働組合	東京	町田地区労働組合協議会
東京	町田民主商工会	東京	むさし府中民主商工会
東京	目黒生活と健康を守る会	東京	郵政産業労働組合世田谷支部
東京	早稲田大学職員組合	神奈川	(株)エル・ビー・エー
神奈川	小田原・足柄地域労働者福祉協議会	神奈川	神奈川県地域労働文化事業団
神奈川	神奈川県民主医療機関連合会	神奈川	神奈川県労働者福祉協議会
神奈川	(財)神奈川県労働福祉協会	神奈川	(社)神奈川県労働福祉センター(ワークピア横浜)
神奈川	神奈川県土建一般労働組合相模原支部	神奈川	神奈川県土建座間海老名支部
神奈川	川崎北合同法律事務所	神奈川	川崎合同法律事務所
神奈川	川崎中央民主商工会	神奈川	川崎労働者福祉協議会
神奈川	相模原市職員労働組合	神奈川	相模原地域労働者福祉協議会
神奈川	自治労神奈川県本部	神奈川	自治労寒川町職員労働組合
神奈川	自治労藤沢市職員労働組合	神奈川	自治労横須賀市職員労働組合
神奈川	自由法曹団神奈川支部	神奈川	西湘地域労働者福祉協議会
神奈川	全労連・全国一般神奈川地方本部 法律合同部会川崎班	神奈川	平和と民主主義を守る川崎連絡会
神奈川	三浦半島地域労働者福祉協議会	神奈川	横浜労働者福祉協議会
神奈川	医療社団法人渡部クリニック	山梨	平和・民主・革新の日本をめざす山梨の会
山梨	(社)山梨県労働者福祉協会	長野	飯田地区労働者福祉協議会
長野	大北地区労働者福祉協議会	長野	小布施町勤労者協議会
長野	上伊那地区労働者福祉協議会	長野	県病院労組須坂病院支部
長野	佐久地区労働者福祉協議会	長野	塩尻地区労働者福祉協議会
長野	自治労須坂市職員労働組合	長野	信州しらかば法律事務所労働組合
長野	新日本婦人の会辰野支部	長野	須高建設産業労働組合
長野	須高地区労働組合会議	長野	須高地区労働者福祉協議会
長野	須坂市勤労者協議会	長野	鈴木労働組合

長野	諏訪学習協会
長野	全労金長野労金労組須坂支部
長野	第一印刷株式会社
長野	長野県勤労者協議会連合会
長野	長野県高退連・須高地区連合会
長野	長野県職員労働組合長野支部
長野	長野県農業団体労働組合連合須高農協労働組合
長野	長野県労働金庫
長野	(財)長野県労働者福祉基金協会
長野	長野電鉄労働組合
長野	ニッソー労働組合
長野	富士通メディアデバイスプロダクツ労働組合
長野	北信地区労働者福祉協議会
長野	連合長野須高地域協議会
新潟	小千谷市職員労働組合
新潟	自治労柏崎市職員労働組合
新潟	自治労十日町市職員労働組合連合会
新潟	自治労新潟県国民健康保険団体連合会職員労働組合
新潟	全国一般大新合板支部
新潟	全国一般東新潟自動車学校支部
新潟	新潟県市町村職員共済組合職員労働組合
新潟	新潟県職員労働組合刈羽支部
新潟	新潟県職員労働組合北蒲原支部
新潟	新潟県職員労働組合長岡支部
新潟	新潟県職員労働組合新潟支部
新潟	新潟県職員労働組合南魚沼支部
新潟	新潟県総合生活協同組合
新潟	新潟市職員労働組合
新潟	村上市職員組合
富山	自治労富山県本部
富山	(株)富山北モータープール
富山	富山県生活協同組合
富山	北陸労働金庫
石川	NPO法人 いしかわ介護ボランティアセンター
石川	石川県生活協同組合連合会
石川	石川県労働者福祉協議会
石川	政府関係法人労働組合連合石川地方連絡会議
石川	ハクイ村田製作所労働組合
石川	北陸テクノサービス労働組合
石川	北陸電気保安協会労働組合
石川	北陸電力労働組合石川県本部
石川	北陸計器工業労働組合
石川	連合石川七鹿羽咋地域協議会
静岡	静岡県労働金庫
静岡	一般社団法人 静岡県労働者福祉協議会
静岡	日本労働組合総連合会静岡県連合会(連合静岡)
愛知	笹島診療所
愛知	特定非営利活動法人ロースクール奨学金ちゅうぶ
岐阜	各務原市職員労働組合連合会
岐阜	岐阜県職員労働組合連合会
岐阜	ぎふ反貧困ネットワーク
岐阜	下呂市職員組合
岐阜	自治労岐阜県本部書記労働組合
岐阜	高山市職員労働組合連合会
岐阜	土岐市職員労働組合連合会
岐阜	みのかも法律事務所
三重	伊賀上野民主商工会
三重	青年法律家協会三重支部
三重	全国地域人権運動総連合三重県連合会

長野	諏訪民医連労働組合
長野	全労済長野県本部
長野	長野県教職員組合上高井支部
長野	長野県暮らしサポートセンター
長野	長野県高等学校教職員組合諏訪支部
長野	長野県生活協同組合連合会
長野	長野県法友会
長野	長野県労働者住宅生活協同組合
長野	長野県労働者福祉協議会
長野	日通工エレクトロニクス労働組合
長野	日本国民救援会諏訪地方支部
長野	部落解放同盟須高地区協議会
長野	丸山社会保険労務士事務所
新潟	阿賀町社会福祉協議会労働組合
新潟	加茂市役所職員労働組合
新潟	自治労佐渡市職員労働組合
新潟	自治労長岡市職員労働組合
新潟	新発田市職員労働組合
新潟	全国一般新潟労働組合松山重車輜支部
新潟	田上町職員労働組合連合会
新潟	新潟県職員労働組合岩船支部
新潟	新潟県職員労働組合北魚沼支部
新潟	新潟県職員労働組合中魚沼支部
新潟	新潟県職員労働組合中蒲原支部
新潟	新潟県職員労働組合本庁支部
新潟	新潟県職員労働組合南蒲原支部
新潟	新潟県労働金庫
新潟	日本労働組合総連合会新潟県連合会(連合新潟)
富山	春日温泉観光開発株式会社
富山	全労済富山県本部
富山	富山県勤労者信用基金協会
富山	(社)富山県労働者福祉事業協会
富山	(株)ポルファートとやま
石川	石川県勤労者文化協会
石川	(財)石川県労働者信用基金協会
石川	自動車総連石川地方協議会
石川	七尾鹿島地域ライフ・サポートセンター
石川	北陸計器工業労働組合
石川	北陸電気工事労働組合石川支部
石川	北陸電力集金検針員労働組合
石川	北陸発電工事労働組合
石川	連合石川かなざわ地域協議会
石川	連合石川能登地域協議会
静岡	静岡県労働組合評議会
静岡	駿河銀行従業員組合
愛知	愛知県労働者福祉協議会
愛知	自由法曹団愛知支部
岐阜	大垣市役所職員労働組合連合会
岐阜	岐阜県国民健康保険団体連合会労働組合
岐阜	岐阜市学校給食調理嘱託員労働組合
岐阜	9条の会・おおがき
岐阜	自治労岐阜県本部
岐阜	自治労岐阜市職員労働組合
岐阜	多治見市職員労働組合連合会
岐阜	平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声
岐阜	輪之内町職員組合
三重	自由法曹団三重支部
三重	全国地域人権運動総連合三重県連合会
三重	日本民主青年同盟三重県委員会

三重	三重県教職員組合中勢地区高等学校支部	三重	三重県教職員組合南勢地区高等学校支部
三重	三重県商工団体連合会	三重	三重県民主医療機関連合会
三重	三重県労働組合総連合(みえ労連)	三重	三重合同法律事務所
滋賀	一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会	京都	綾部地方労働組合協議会
京都	ウィメンズカウンセリング京都	京都	関西非正規等労働組合 ユニオンぼちぼち
京都	株式会社カンボ	京都	京都クレジット・サラ金被害者「平安の会」
京都	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	京都	京都地方労働組合総評議会
京都	(社)京都手をつなぐ育成会	京都	京都土地家屋調査士会
京都	京都農業協同組合労働組合	京都	京都ヒューマンユニオンセンター
京都	京都府社会保険労務士会	京都	京都府職員労働組合連合
京都	京都府農業協同組合労働組合連合会	京都	京都みやこユニオン
京都	京都民主医療機関労働組合	京都	きょうと夜まわりの会
京都	京都労働者福祉協議会	京都	京都労働相談センター
京都	近畿青年税理士連盟京都支部	京都	NPO法人グローバルヒューマン
京都	国鉄労働組合京滋地区本部	京都	青年法律家協会京都支部
京都	全京都生活と健康を守る会連合会	京都	織研新聞労働組合京都支部
京都	全国福祉保育労働組合京都地方本部	京都	全労働京都支部上分会
京都	(財)ソーシャルサービス協会ワークセンター	京都	丹後労働組合総連合
京都	中京地区労(京都中京地区労働組合協議会)	京都	同志社大学大学院司法研究科教員有志
京都	日本国民救援会京都府本部	京都	船井地方労働組合協議会
京都	舞鶴一般労働組合(まいづるユニオン)	京都	舞鶴地方労働組合協議会
京都	立命館大学法科大学院	京都	龍谷大学法科大学院
大阪	大阪じん肺アスベスト弁護団	大阪	大阪労働者福祉協議会
大阪	関西医科大学労働組合枚方病院支部	大阪	けいはん医療生活協同組合
大阪	国土交通省全建設労働組合淀川支部	大阪	新日本婦人の会枚方支部
大阪	天空法律事務所	大阪	枚方市職員労働組合非正規職員評議会
大阪	枚方市職員労働組合	大阪	枚方市職員労働組合現業合同支部
大阪	枚方市職員労働組合職員支部	大阪	枚方市職員労働組合保育所延長保育職員支部
大阪	枚方市職員労働組合保健所支部	大阪	枚方労働組合総連合
兵庫	北はりま法律事務所	兵庫	豊岡合同法律事務所
兵庫	ひめじ市民法律事務所	奈良	生駒市職員労働組合
奈良	大淀町保育所職員労働組合	奈良	自治労奈良県本部
奈良	大和高田市職員組合	和歌山	あざみの会
和歌山	紀の川市職員労働組合	和歌山	串本町職員労働組合
和歌山	自治労海南市職員組合	和歌山	自治労和歌山県本部
和歌山	自治労和歌山県本部書記労働組合	和歌山	田辺市職員労働組合
和歌山	21世紀職業財団和歌山労働組合	和歌山	和歌山県職員労働組合
鳥取	鳥取県労働者福祉協議会	鳥取	鳥取県労働者福祉協議会西部支部
鳥取	鳥取県労働者福祉協議会中部支部	鳥取	鳥取県労働者福祉協議会東部支部
鳥根	雲南農業協同組合労働組合	鳥根	邑南町職員組合
鳥根	邑智郡総合事務組合職員労働組合	鳥根	邑智病院職員労働組合
鳥根	江津地区労働者福祉協議会	鳥根	公立雲南総合病院職員組合
鳥根	JMS労働組合	鳥根	鳥根県大田地区労働者福祉協議会
鳥根	鳥根県職員連合労働組合邑智支部	鳥根	鳥根県労働者福祉協議会
鳥根	(財)しまね・さわやか生涯福祉センター	鳥根	全国一般鳥根地方労働組合東部支部渡部印刷分会
鳥根	全水道山陰地区本部出雲支部	鳥根	テイク労働組合
鳥根	西日本旅客鉄道労働組合米子地方本部出雲支部	鳥根	日本製紙ケミカル労働組合江津支部
鳥根	浜田地区労働者福祉協議会	鳥根	東出雲町職員組合
鳥根	ホシザキ電機労働組合鳥根支部	鳥根	益田地区労働者福祉協議会
鳥根	松江地区労働者福祉協議会	岡山	岡山県関係職員労働組合連合
岡山	岡山県企業局労働組合	岡山	岡山県市町村職員共済組合職員組合
岡山	(社)岡山県労働者福祉協議会	岡山	岡山地区労働者福祉協議会
岡山	倉敷地区労働者福祉協議会	岡山	自治労岡山市現業労働組合
岡山	自治労倉敷市職員組合	岡山	自治労津山市職員労働組合
岡山	総社市職員組合	岡山	玉野地区労働者福祉協議会
岡山	津山地区労働者福祉協議会	岡山	新見地区労働者福祉協議会
岡山	真庭市職員労働組合	広島	大竹・廿日市地区労働者福祉協議会
広島	尾道地区労働者福祉協議会	広島	賀茂豊田地区労働者福祉協議会
広島	呉地区労働者福祉協議会	広島	私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部

広島	全日本建設交通一般労働組合広島県本部	広島	中国電力検針集金員労働組合
広島	備北地区労働者福祉協議会	広島	広島県労働者福祉協議会
広島	広島地区労働者福祉協議会	広島	広島西地区労働者福祉協議会
広島	広島東地区労働者福祉協議会	広島	広島南地区労働者福祉協議会
広島	福山地区労働者福祉協議会	広島	府中地区労働者福祉協議会
広島	三原地区労働者福祉協議会	広島	労働組合・生存のためのメーデー広島実行委員会
山口	田布施町職員労働組合	山口	長門市職員労働組合
山口	平生町職員組合	山口	山口県職員労働組合
山口	(社)山口県労働者福祉協議会	山口	山口市職員労働組合
徳島	藍住町職員労働組合	徳島	阿波市職員労働組合連合会
徳島	石井町職員労働組合	徳島	板野町職員労働組合
徳島	海部老人ホーム職員労働組合	徳島	北島町職員労働組合
徳島	ジェイテクト労働組合徳島支部	徳島	自治労徳島県本部
徳島	ストップDV・サポートの会	徳島	全労済徳島県本部
徳島	特定非営利活動法人 壮生	徳島	徳島県企業局労働組合
徳島	徳島県教職員組合	徳島	(財)徳島県勤労者福祉ネットワーク
徳島	徳島県国民健康保険団体連合会職員労働組合	徳島	一般社団法人徳島県就職支援機構
徳島	(財)徳島県水産振興公営対策基金職員労働組合	徳島	(社)徳島県労働者福祉協議会
徳島	(社)徳島県労働福祉会館	徳島	徳島県労連徳島文理大学教職員組合
徳島	徳島市役所職員労働組合連合会	徳島	徳島西部ライフサポートセンター
徳島	徳島中央ライフサポートセンター	徳島	都市交通四国三都市協議会
徳島	鳴門市役所職員組合	徳島	美馬市職員労働組合連合会
徳島	吉野川市職員労働組合	徳島	連合徳島西部地域協議会
香川	(社)香川県労働者福祉協議会	香川	日本私鉄労働組合香川県連合会
愛媛	伊予鉄道労働組合	愛媛	愛媛教職員組合
愛媛	(社)愛媛県勤労会館	愛媛	愛媛県労働者福祉協議会
愛媛	国鉄労働組合愛媛地区本部	愛媛	三光機械工業労働組合
愛媛	JSD愛媛県本部	愛媛	四国労働金庫労働組合愛媛県本部
愛媛	自治労愛媛県本部	愛媛	JAM四国愛媛地区協議会
愛媛	情報産業労働組合連合会愛媛県協議会	愛媛	住友共同電力労働組合
愛媛	政府関係法人労働組合連合愛媛地区連絡会議	愛媛	全水道宇和島水道労働組合
愛媛	電機連合 愛媛地域協議会	愛媛	新居浜地区労働者福祉協議会
愛媛	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部	愛媛	日本国家公務員労働組合総連合会中国四国地方本部愛媛県協議会
愛媛	日本鉄道労働組合連合会 愛媛県協議会	愛媛	日本郵政グループ労働組合愛媛連絡協議会
愛媛	日本労働組合総連合会愛媛県連合会(連合愛媛)	愛媛	パナソニック四国エレクトロニクス労働組合
愛媛	松山地域労働者福祉協議会	愛媛	八幡浜地域労働者福祉協議会
愛媛	ルネサステクノロジー労働組合西条支部	愛媛	連合愛媛紙バ連合会
高知	高知うるこ(鱈)の会	高知	高知県医療労働組合連合会
高知	高知県火災・中小企業共済職員労働組合	高知	高知県建設技術公社労組
高知	高知県高等学校退職教職員協議会	高知	高知県住宅供給公社職員労働組合
高知	高知県商工団体連合会	高知	高知県商工団体連合会婦人部
高知	高知県職員労働組合	高知	高知民主商工会
高知	高知県労働組合連合会	高知	高知市職員労働組合
高知	高知市放課後児童指導員労働組合	高知	高知法律事務所
高知	香南市職員労働組合	高知	国鉄労働組合高知地区本部
高知	国民救援会高知県本部	高知	自治労馬路村職員労働組合
高知	自治労黒潮町職員労働組合	高知	自治労高知県本部
高知	自治労高知県本部いの町職員労働組合	高知	自治労高知県本部書記労働組合
高知	高知県市町村職員共済組合職員労働組合	高知	自治労宿毛市職員労働組合
高知	自治労須崎市職員労働組合	高知	自治労土佐清水市職員労働組合
高知	自治労中土佐町職員労働組合	高知	自治労南国市職員労働組合
高知	自治労日高村職員労働組合	高知	全国山林労働組合高知県本部
高知	全日本建設交通運輸一般労働組合高知県本部農林支部	高知	民青同盟高知県委員会
福岡	大橋法律事務所	福岡	北九州第一法律事務所
福岡	黒崎合同法律事務所	福岡	小倉南法律事務所
福岡	福岡県北九州地域労働者福祉協議会	福岡	福岡県南筑後地域労働者福祉協議会
福岡	福岡県労働組合総連合	福岡	福岡県労働者福祉協議会
福岡	弁護士法人 奔流	福岡	門司法法律事務所
佐賀	大町町職員労働組合	佐賀	江北町職員組合

佐賀	(社)佐賀県労働者福祉協議会
佐賀	自治労佐賀県本部
佐賀	吉野ヶ里町職員組合
長崎	長崎県労働組合総連合
熊本	あさぎり町役場職員組合
熊本	荒尾市職員連合労働組合
熊本	宇土市職員組合
熊本	菊池市職員労働組合
熊本	熊本県職員連合労働組合
熊本	熊本さくら法律事務所
熊本	自治労熊本県本部
熊本	自治労21世紀職業財団熊本労働組合
熊本	津奈木町職員組合
熊本	水俣市職員労働組合
熊本	南小国町職員組合
熊本	山江村職員組合
熊本	苓北町職員組合
宮崎	(社)宮崎県労働者福祉団体中央会
沖縄	(財)沖縄県労働者福祉基金協会

佐賀	佐賀市職員労働組合
佐賀	自治労佐賀県本部書記労
長崎	自治労長崎県本部
長崎	長崎県労働者福祉協議会
熊本	天草市職員労働組合
熊本	宇城市職員労働組合
熊本	上天草市職員組合
熊本	菊陽町職員組合
熊本	熊本県労働者福祉協議会
熊本	自治労熊本県市町村職員共済組合労働組合
熊本	自治労熊本市役所職員組合
熊本	玉名市職員組合
熊本	日本国民救援会熊本県本部
熊本	南阿蘇村職員組合
熊本	八代市職員労働組合
熊本	湯前町職員組合
宮崎	日本科学者会議宮崎支部
鹿児島	鹿児島県労働者福祉協議会

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会

TOP

市民連絡会の紹介

解説

トピックス/お知らせ

賛同団体/賛同者

メッセージ

私たちは、司法修習生への給与の継続支給を求めます！

賛同個人(50音順・敬称略) 236名 11/25現在

氏名	肩書き	氏名	肩書き
青木 茂	平和を考え行動する会・会員	赤石 千衣子	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
赤瀬 京一		赤津 盛一	JEC連合関東化学一般労組日本ナショナル製罐支部副委員長、石岡市在住
朝日 久仁子		朝日 健二	NPO法人朝日訴訟の会理事
朝日 潤太郎	出版労連	安孫子 芳之	出版社勤務
阿部 ひろみ	国立市民	阿部 基治	反貧困ネットワーク岐阜会員
阿部 基治	反貧困ネットワーク岐阜会員	荒木 大輔	東京土建書記
有馬 美恵	青森県労働組合総連合事務局長	飯田 徹	島根県大田地区労働者福祉協議会会長
井岡 圭世		井口 鈴子	司法書士
井黒 史	保育士	井黒 豊	地方公務員
池上 文英	(有)多衣夢 代表取締役	池田 彩花	京都市在住
池田 彩花	京都市在住	池田 実由紀	介護職員
池永 謙	(社)和歌山県労福協 常務理事	石川 両一	龍谷大学経済学部教授
石松 雅弘	下北沢成徳高等学校教諭	磯貝 英雄	京都障害児者親の会協議会事務局長
伊藤 厚志	富山市	伊藤 謙太郎	「生活保護世帯の子どもたちに大学進学の手をつくる会(仮称)」準備会発起人
伊藤 正博	神奈川県大和市	稲葉 伸二	京都労福協事務局長
稲葉 伸二	京都労福協事務局長	稲葉 奈々子	茨城大学教員
井上 秀治	佐久地区労福協事務局長	岩田 達也	京都市在住
岩野 一彦	大阪労福協事務局長	岩野 勝雄	
岩本 辰彦	島根県労働者福祉協議会幹事	上田 眞実	
内田 武男	会社員	瓜谷 眞理	府中市在住
瓜谷 眞理	府中市在住	上清 博司	司法書士
江戸 清昌	四国労金労組愛媛県本部書記長	江花 和郎	連合新潟会長
大川 耕三	愛媛県生活協同組合連合会会長理事	大崎 康弘	自治労島根県本部執行委員長
太田 光征	「平和への結集」をめざす市民の風	大竹香奈子	社会保険労務士
大嶽 恵子	名古屋市在住	大塚 文彦	
大塚 文彦		大野 文博	旗の台・中延子育て懇談会会長
大久 栄	CAP(子どもを暴力から守る活動)スペシャリスト	大村 たづ子	
大山 小夜	大学教員	岡田 健一郎	学生
岡部 卓	首都大学東京教授	岡村 共栄	自由法曹団神奈川支部長
岡本 賢二	日本梱包運輸倉庫株式会社(取締役)	荻原 靖	京都市在住
荻原 靖	京都市在住	奥村 榮	青森県労連議長
小澤 善太	東日本旅客鉄道労働組合千葉地方本部執行委員長	落合 信臣	下北沢成徳高等学校教諭
小野 慶	司法書士	小野 森都子	大学非常勤講師
小野田 寿子	東村山母親連絡会代表	小野原 章雄	成徳学園教職員組合
柿田 芳和	国立・立川・昭島地域労働組合総連合議長	影森 寿彦	自治労津山市職員労働組合執行委員長
影森 寿彦	自治労津山市職員労働組合執行委員長	樫澤 秀木	佐賀大学経済学部教授
加藤 晶子	彩の国資源循環工場と環境を考えるひろば代表 / 彩の国資源循環工場第 期事業を考える会代表	加藤 晶子	川崎市・弁理士受験生
鎌田 直	目黒区在住	神谷 扶左子	鎌倉市在住
川合 俊輔	司法書士、奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会「奈良若草の会」事務局長	川口 トミ子	
河地 一宏	マンション管理士	河部 学	
河部 学		川村 洋子	目黒区在住
北村 栄	弁護士、青年法律家協会あいち支部長	金城 仁史	司法書士
銀納 和代	奈良県大和高田市	銀納 正範	奈良県大和高田市
工藤 悟	JEC連合関東化学一般北三支部書記長、竜ヶ崎市在住	工藤人喜江	大田生活と健康を守る会幹事
久野 勝治	東京農工大学名誉教授	窪田 康寛	
窪田 康寛		久保谷 美幸	協北印刷株式会社代表取締役

黒坂 三四治		小池 信太郎	公害・地球環境問題懇談会代表幹事 / 全国公害被害者総行動実行委員会運営委員長
神門 至	鳥根県労働者福祉協議会事務局長	小林 敬子	特定非営利法人 大垣おやこ劇場理事
小林 孝茂	京都市在住	小林 芳一郎	足立西民主商工会事務局長
小林 守	立川教育市民集会事務局	小日向 茂	大北地区労福協会長 / 自治体職員 / 大町市
小日向 茂	大北地区労福協会長 / 自治体職員 / 大町市	駒木根 栄	鈴縫工業労働組合執行委員長
小村 亮二	鳥根三洋電機労働組合執行委員長	今 正則	
近藤 ゆり子	平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声	紺野 茂樹	東京都渋谷区在住
斉藤 亮	土建小平支部副委員長	斉藤 昌子	
酒井 信	愛知県日進市梅森台住民	榊山 雄一朗	司法書士
榊山 雄一朗	司法書士	桜井 伸	滋賀県湖南市在住
佐藤 昭	JEC連合関東化学一般労組日本ナショナル製罐支部委員長・会社員・石岡市在住	佐藤 潔	全医労多摩全生園支部書記長
さとう しゅういち	労働組合・生存のためのメーデー広島実行委員会(生存ユニオン広島)委員長	佐藤 弘道	成徳学園教職員組合
佐藤 涼子		澤井 正代	東京都大田区在住
澤田 裕	フリーランス編集者	柴田 田鶴子	新宿生活と健康を守る会会長
柴田 田鶴子	新宿生活と健康を守る会会長	島崎 京子	立川市在住
島根 博隆		清水 義行	全国住宅生活協同組合連合会専務理事
志村 喜代子	目黒区在住	志茂 裕三	大和高田市職員組合執行委員長
新堀 義昭	東京革新懇事務局長	杉本 徳子	
鈴木 香織	千葉県佐倉市在住	鈴木 利徳	(株)農林中金総合研究所常務取締役
鈴木 利徳	(株)農林中金総合研究所常務取締役	鈴木 博信	埼玉県和光市在住
周藤 新市	鳥根県労協事務局長	関島 保雄	弁護士 元公害弁連幹事長
染矢 憲広		多賀 清剛	連合北海道宗谷地域ユニオン事務局長
高須 裕彦	一橋大学フェアレイベー研究教育センター	高津戸 一雄	会社員
高鶴 淳二		高橋 明	東北大学教授
高橋 明	東北大学教授	高橋 勝美	NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネット理事、宮城県岩沼市消費生活相談員
竹下 陽子	鳥根県労働者福祉協議会職員	田代 幸雄	鹿児島県出水市在住
田中 和恵		田中 慶子	
田中 徹		田邊 光男	安来製作所労働組合(書記長) / 専従 / 安来市在住
谷口 庄一		溜口 芳明	東京土建一般労働組合書記
溜口 芳明	東京土建一般労働組合書記	千葉 宏	地域と労働運動 記者
寺尾 晴志	自治労愛媛県本部 執行委員長	寺本 彰一	ビルメンテナンス業、設備員、所沢市在住
寺本 敬徳	出雲地区労働者福祉協議会事務局長	東條 恭子	ストップDV・サポートの会代表
藤野 龍一		戸津川 美二	浜田地区労働者福祉協議会会長
富松 哲	長崎市在住	永江 正道	社会保険労務士
永江 正道	社会保険労務士	中西 綾子	
中根 信行		中山 倫子	労組書記
新岡 武信	三八地労連事務局長	西山 功	佐賀市職員労働組合執行委員長
根本 崇	野田市長	野海 修二	江津地区労働者福祉協議会会長
能勢 充希	大阪府高槻市民	信木 美穂	ホームレス総合相談ネットワーク(事務局長)
信木 美穂	ホームレス総合相談ネットワーク(事務局長)	野村 修身	工学博士
八田 淑子	東京都目黒区八雲在住	服部 広隆	(有)ビッグイシュー日本
浜田 嘉彦	全国山林労働組合高知県本部執行委員長	浜野 研三	関西学院大学教授
原子 和恵	小平市在住	彦坂 諦	作家
日高 明義	宮崎生協病院院長	樋野 和枝	
樋野 和枝		平尾 敏之	東京土建小平支部書記次長
広沢 寿志	出雲地域労働者福祉協議会会長	広瀬 稔	宝塚市在住
福井 晋吾	JEC連合関東化学一般労働組合化研生薬支部執行委員長、東京都青梅市在住	福土 淳平	
藤井 克彦	ソーシャルワーカー(名古屋市)	藤井 弘通	
藤巻 江理	甲府市在住	藤原 和利	
藤原 和利		藤原 知彦	東京都大田区在住
藤原 博		船戸 史郎	目黒生活と健康を守る会・会長
古田 直哉	諏訪民医連労働組合執行委員長	別府 祐二	会社員
星川 まり	東京都府中市在住	星野 直之	「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会共同代表
細井 孝文	京都市在住	細田 直孝	所沢市在住

細田 直孝	所沢市在住	細谷 正	東京土建小平支部書記
堀内 幹夫	三菱農機労働組合執行委員長	堀江 ゆり	日本婦人団体連合会会長
本間 峯雄	自営業	前川 一彦	司法書士、(社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部副支部長
前川 昇	東京都障害児学校教職員組合城北分会分会長	前野 育三	関西学院大学名誉教授
増子 守	会社経営	増田 昭弘	
増田 昭弘		町田 寿二	NPO法人京都コミュニティ放送理事・放送局長
松岡 恒雄	全国生活と健康を守る会連合会会長	松崎 稔	益田市在住
松永 亜規子	俳優	松元 千枝	ジャーナリスト
松本 敏和		松本 均	日立金属労働組合安来支部(執行委員) / 専従 / 米子市在住
三井 正二	JAMシニアー長野(副会長)	三井 清五	
三井 清五		宮内 哲男	組合長(ヤマサ醤油労働組合)、千葉県旭市在住
三宅 勝久	ジャーナリスト	宮坂 貴司	諏訪市
宮崎 睦生	会社役員	宮本 知里	千葉県柏市在住
むとう 有子	東京都中野区議会議員	村中 康雄	JEC連合関東化学一般労組日本ナショナル製罐支部書記長、石岡市在住
森 斌	所沢市在住	安井 純夫	日本国民救援会東京都本部会長
安井 純夫	日本国民救援会東京都本部会長	安井 真依子	京都市在住
安間 武	化学物質問題市民研究会	柳谷 睦夫	下北地労連事務局長
山内 勝男	東京土建小平支部委員長	山浦 國雄	
山川 弘皓	京都市在住	山岸 郭志	
山口 繁雄	JEC連合関東化学一般労組副委員長	山崎 和友	弁護士(近畿弁護士会連合会理事長、日弁連理事)
山崎 和友	弁護士(近畿弁護士会連合会理事長、日弁連理事)	山下 豊彦	京都薬科大学庶務課長、大阪市在住
山城 直子	民青同盟・立川・昭島地区委員会 地区委員長	山田 絹子	京都市在住
山田 昇	教員 静岡市在住	山田 英郎	(財)日本消費者協会理事
湯浅 誠	反貧困ネットワーク事務局長	湯澤 安治	学校教諭
横川 功	(有)劇団東演代表取締役 / 演劇制作	横原 由紀夫	東北アジア情報センター・運営委員
横原 由紀夫	東北アジア情報センター・運営委員	横山 典康	
吉岡 勝弘	益田地区労働者福祉協議会会長	芳沢 章子	基地のない平和で豊かな沖縄をめざす会 共同代表
吉沢 邦雄	埼玉県川越市在住	吉田 聡美	京都市在住
吉田 朋子	主婦	吉村 りよみ	公務災害不認定取消訴訟原告
渡部 慶子	新日本婦人の会神奈川県本部事務局長	渡辺 潤	全国公的扶助研究会事務局長
渡辺 潤	全国公的扶助研究会事務局長	渡部 礼治	

司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会

TOP

市民連絡会の紹介

解説

トピックス/お知らせ

賛同団体/賛同者

メッセージ

賛同者からのメッセージ(敬称略、順不同)

町田 寿二	NPO法人 京都コミュニティ放送理事・放送局長	11/22
法律家を育てるのは国の責任であり役目だと思います。育てることをしない国の将来に大きな危惧を感じます。		
小野 森都子	大学非常勤講師	10/31
どの分野であれ、優秀な人材を確保するためには、公的な力で支えることが必要不可欠と考えます。私自身もまた、博士課程で借りた300万円近くの奨学金を返済中なので、法曹界を目指す方々のご苦労はお察しします。私の場合は、幸運にも実家に住み続けることができましたので、その分経済的な負担が少なく、何とか無事に過ごしてきました。完済まであと4年を残すだけとなり、ようやく「ゴール」が見えてきたように感じますが、振り返ってみると、不安に満ちた長い道のりでした。 司法修習生に対する給費制の維持・継続を強く求めます。		
吉田 朋子	主婦	10/21
友人の息子さんが長い年月をかけて、やっと国家試験に合格されました。もうこれ以上金銭的に、つらい思いをさせないでやって下さい。		
河地 一宏	マンション管理士	10/21
お金がなくても、弱者救済のため志のある法曹が、増えることを望みます。		
影森 寿彦	自治労津山市職員労働組合執行委員長	10/20
今後の法律家の育成のため、給与の支給を継続してください。		
自治労岡山市現業労働組合		10/20
今後の法制度を守る為にも、給費制の存続を強く望みます。		
小川町シネクラブ		10/20
今までもお金のない人は法科大学院へ行けないのに、さらに無給になったら、金持ちだけの法曹になってしまいます。		
小川町企画		10/20
財力のある人だけが司法修習生になれるというのは、法のもとの平等に反します。給与の支給の存続を求めます。		
稲葉 伸二	京都労協協事務局長	10/18
法曹の「正義」が危うい今こそ、給費制の継続で、法律家の社会的存在意義を確認しなおして下さい。		
所沢の環境と命を守る会		10/14
司法修習生に対する給与が絶たれることは弁護士本来の信念を揺るがすことにつながります。生活が貧困な家庭からの弁護士が減り、裕福な家庭の人ばかりが弁護士になることに、人権差別に当たる危険性があります。 真の弁護をする人を私達住民は願っています。この様な差別的待遇は絶対止めるべきと考えます。弱い立場の人への弁護が疎かになる危険性があります。司法修習生への修習費用制を継続して頂くよう願います。		
三宅 勝久	ジャーナリスト	10/14
旧日本育英会(日本学生支援機構)の取り立ては、日増しにサラ金まがいの厳しいものになりつつある。司法修習生の給付制廃止も、奨学金民営化と根をひとつにした公的学費のサラ金化、「学生ローン化」の一環ではないか。アメリカでは、公的な奨学金を民営化して「学生ローン」にした結果、法学部をはじめとする学生を借金漬けにした。公的資金を投入しながら銀行だけが潤い、巨額の不良債権を積み上げて経済を脅かす事態にもなった。この「学生ローン」について、アメリカはいま、方針を転換しようとしている。だが日本はこの愚策の二の舞を演じようとしている。司法修習生を借金漬けにすれば、カネ目当てで言論弾圧的な訴訟など反社会的な仕事をやる弁護士や悪徳検事、悪徳裁判官が増えることは間違いない。		
都市交通四国三都市協議会		10/13
弱い立場に置かれる人達の環境を見直し、きちんと研修を学べる制度を要求します。		
ふなしん出資金返還訴訟原告団		10/8
弁護士になる前に多額の借金をかかえていたら、私達のようなお金のない原告の長期(すでに破綻から8年半)に及び裁判を支援していただくのはきわめて困難になります。		

人権NGO 言論・表現の自由を守る会	10/8
人権を守り社会正義を実現するために、司法修習生の給付制度維持は不可欠です。	
足立生活と健康を守る会	10/2
お金がなくとも正義と良心で国民の味方の弁護をしてくれるよい弁護士さんが育つよう、司法修習生の給与を存続してください。	
中央労金労組野田支部	9/28
司法修習生の給費性の存続を！！	
都庁職労働支部亀戸労政分会	9/28
教育の公平の根幹にかかわる問題です。司法給費の廃止に反対です！ 貧乏人はなれないのか、継続を求めます。	
柳谷 睦夫 下北地労連事務局長	9/28
「お金がなくても法律家になれる」 経済大国・日本はそんな希望の持てる国になるべきだと思います。	
奥村 榮 青森県労連議長	9/24
人権を守る最前線に立つ法律家は、「人の痛み」がわかる苦勞をした人になっていただきたい。高校・大学時代奨学金で学業を終えた方はすでに多額の借金をかかえている。「貸与制」は貧乏人は法律家になるなどという不当な制度であり、絶対反対である。	
浜田 嘉彦 全国山林労働組合高知県本部執行委員長	9/24
とんでもないことです。断じて許せません。	
板橋生活と健康を守る会	9/22
お金の心配をせずに法律家をめざせる制度は残すべきだと思います。	
今 正則	9/21
修習生は生活費を借金しなさい。これが、政府の勤めですか。一体この国の形は何なのでしょう。こういう考え方が、国民生活全般に貫かれているように思います。法は国民を守るためにこそ存在するので、今一度基本に立ち帰ってみるべきです。	
青森銀行労働組合	9/21
人権擁護・弱者救済の立場で活動してくれる法律家の存在は私達の希望。その法律家になる夢が希望の人。皆の希望のためにも、要請書へ賛同します。	
国鉄労働組合愛媛地区本部	9/21
将来の「権利の守り手」となる司法修習生の給費制を存続させるため、共にかんがりましょう。国労中央本部も取り組んでます。	
四国労働金庫労働組合愛媛県支部	9/21
共にかんがりましょう！	
高橋 明 東北大学教授	9/21
本日渡辺さんの話を聞きました。とりあえず個人として賛同します。ぎりぎりの運動のようですが、頑張ってください。	
田代 幸雄 鹿児島県出水市在住	9/20
頑張ってください。	
新岡 武信 三八地労連事務局長	9/19
人権を守る市民のための法律家育成のために、「司法修習生に対する給与の支給継続を求める要請」に賛同します。	
高津戸 一雄 会社員	9/19

はじめまして。私は地方都市に居住する二人の男の子を持つ父親(52歳)です。
私事で申し訳ありませんが、長男(法科大学院既習2年目)を例にしてお話させていただきます。長男(24歳)は国立大学の法学部に入学し4年間、毎月51,000円の奨学金をお借りしてきました。更に法科大学院に入学してからも同88,000円をお借りしております。これでおおよそ450万円位になります。
これに修習時の生活費が給与になればそのまま貸与であれば借入額は750万円になります。その他、入学金、授業料、予備校、家賃などで6年間に1200万円位がかかります。
お金だけではありません。6年間の勉強のあと3年続けて司法試験に失敗すると既に27歳。何のセーフティーネットもありません。何と学生に厳しい国なんですか？
そのうえ、奨学金を借りて学んでいる学生にも容赦なく国民年金の催促まで送ってきます。もちろん先送

りにはしてくれますが免除にはなりません。
サラリーマンの子供が法曹を目指すのには、こんなにもハードルが高くないでならないのでしょうか？
少しでもそのハードルを下げて下さい。お願い申し上げます。

岡本 賢二	日本梱包運輸倉庫株式会社(取締役)	9/18
法の下に万人が平等に処遇される為には、個人の負債を前提に成り立つ司法修習制の支給打ち切りの仕組みに疑問を感じます。志高い人々が自身の経済的問題から、その志の達成に足を引っ張るような仕組みは個人的ではなく社会的に不利益を与えるものと成ると考えます。		
宮城県教職員組合石巻支部		9/17
親の収入が少ない子どもでも、努力すれば法律家になれる…という夢を持たせ続けてください。		
松永 亜規子	俳優	9/17
お金がないと教育も受けられず、職にもつけない社会は、貧しく遅れている社会。公平・平等で、やる気のある者が弁護士になれる社会を実現しましょう。		
大野 文博	旗の台・中延子育て懇談会会長	9/17
今の若者が生きづらいう方向に社会が向かっています。そしてそれは次世代をになう子どもたちの夢をうばっています。自己肯定感を多くの子どもたちが持てるような社会を作りたいものです。		
新堰 義昭	東京革新懇事務局長	9/17
国民の権利を守る法律家を育成するため、給与の全額カットに反対します。		
東京都教職員組合新宿支部		9/17
法律家をめざす若者は金持ちだけではありません。金持ちしかねないのもおかしいことです。司法修習生として安心して勉強できるのは、給与の支給があるからです。支給継続をお願いします。		
井上 秀治	佐久地区労福協事務局長	9/17
今、正にこんな時代だからこそ、志をもった若者たちのために、法律家への道を国が責任をもって助成すべきです。		
建交労鉄道アクセス東京分会		9/17
ガンバってください。		
新潟県職員労働組合新潟支部		9/16
司法修習生の生活を守るために、ぜひ継続を要望します。		
広瀬 稔	宝塚市在住	9/15
私、悔しいかな2004年にこの様な重大な「裁判所法」が改正されたことを知りませんでした。メディアはこの件をどのように報じたのでしょうか？ 司法は市民にとっての「最後の拠り所」としての駆け込み所です。“諸事情の事件”を判断するところの人間が借金まみれだったり、明らかなお金の苦勞を知らずに司法研修を終えて以後、裁判官、検事、弁護士何れかで仕事をするならば、市民の感覚とかけ離れた判断しか出来ないでしょう。 この様な誤りのある裁判所法は即刻改正をするべきだ。		
青森県地域一般労働組合		9/14
今複数の裁判闘争をかかえています。弱い立場の者に軸足をおく弁護士はかならず必要です。地域では不足しています。もっとほしいと感じています。		
埼玉県私鉄労働組合連合会		9/14
社会的弱者の立場に立った活動の推進のため、ともに頑張りましょう！		
昭島母親連絡会		9/14
憲法9条と共に、人権条項を生かす社会にしていきたいと思います。		
上田 眞実		9/13
小泉改革は市民の為の物と、多くの得票を貰いながらその実態は生活保障の崩壊、格差社会の促進、消費者保護の衰退だった。弁護士は、社会的弱者の為に誠意を尽くすのが社会保全の礎となるべき物です。国がその育成の保護を放棄すると言う事は弱者に向けての法律の保護が無くなると言う事と同じだと思います。市民として、司法修習生の保護、育成を切に願う物であります。		
岡部 卓	首都大学東京教授	9/13
人間の尊厳を守る公共性の高い職域です。そのため人材養成は国家の責務として給与保障すべきである。		
大淀町保育所職員労働組合		9/13

司法修習生に対する給与の支給継続を求めます。共に最後までがんばりましょう！

横浜労働者福祉協議会	9/13
研修期間中の無給問題について、法律家の継承や幅広い層から多様な人材を養成するとの司法制度改革の理念からも問題である。	
西湘地域労働者福祉協議会	9/13
国は、すべての国民に均等な機会を保障するために、司法修習期間中の給費制を維持・継続することを求めます。	
富松 哲	長崎市在住
9/11	
国はすべての国民に均等な機会を保障し、志高き法律家育成のために、いま一度法律を見直し、司法修習期間中の給費制(給与)を維持・継続願います。	
堀江 ゆり	日本婦人団体連合会会長
9/9	
法律家(司法)をめざす若者が貧困ゆえにその道をとざされることのないよう、修習費用の給費制の存続をのぞみます。	
吉岡 勝弘	益田地区労働者福祉協議会会長
9/10	
最終的には弁護士の資格を求めていることで、そこに至るまでの経済負担は大変と考えられ、是非善処方を求める。	
広沢 寿志	出雲地域労働者福祉協議会会長
9/10	
市民の「権利の守り手」を我々の力で育てる事が必要です。	
都教組世田谷支部緑丘中分会	9/9
人権派弁護士がいなくなってしまう。	
都教組世田谷支部等々力小分会	9/9
弱い者の味方の人権弁護士が生活できなくなるのは問題であり、安心して仕事ができるようにしてほしい。	
都教組世田谷支部松沢小分会	9/9
「お金がない人は法律家になれない」とんでもない制度改悪です。必要なお金を出さない政府は考えを改めるべきです。	
都教組世田谷支部	9/9
司法の道を狭めないためにも、支給を継続してください。	
都教組世田谷支部世田谷区松丘小分会	9/9
世の中に弁護士さんが少なくなったら困ります。お金のない人でも夢をかなえられるようにして下さい。	
都教組世田谷区立梅丘中分会	9/9
司法修習生に対する給与を絶対打ち切らないで下さい。経済的な事で権利をなくすのは人権無視です。	
都教組世田谷支部尾山台小分会	9/9
司法修習生の生活を守るために、ぜひ継続して下さい。	
新居浜地区労働者福祉協議会	9/9
司法の中立を維持するためには、より多くの法曹界での活動を希望する方に、道を開けておける制度にしてください。	
全国自動車交通労働組合連合会(全自交)	9/9
社会的公平・公正を実現する上で、法曹をめざす人への機会均等の保証は重要なことです。司法修習生に対する給与の支給継続の要請に全面的に賛同します。	
三重県教職員組合 南勢地区高等学校支部	9/8
裁判が金に左右される可能性があってはならない。	
伊藤 謙太郎	「生活保護世帯の子どもたちに大学進学の手をつくる会(仮称)」準備会 発起人
9/7	
司法修習生への給与支給がなくなれば、特定階層のみしか法曹界で活躍することが出来ず、ますます貧困層が弁護士に頼むことが出来なくなったり、貧困問題に取り組む弁護士がいなくなったり、どんどん	

貧困格差を生む原因の一つになると思います。

どんなに家庭が貧しくても、高等教育を受けられるセーフティーネットを求める立場から、支給継続を求めます。

東京都庁職員労働組合労働支部	9/7
法律家になりたい人の道を閉ざすな！	
自治労小金井市職員組合	9/7
法律家育成のため、司法修習生に対する給費制を継続してください。	
立川市職員労働組合	9/7
誰れもが、がんばれば法律家になれるよう、ぜひ、この制度は残すべきだと思います。	
久保谷 美幸 協北印刷株式会社代表取締役	9/5
弁護士、裁判官、検察官とどの道を選ぼうとも、社会をよりよくしたいという志をもって法律家を目指し、難関の司法試験を通過して修習生になった若者に、安心して学べる環境を提供することは、社会にとって有益なこと。給費制はこれからも必要です。一方、貸与制は1年間の修習期間中アルバイト禁止で借金が前提、保証人も2人必要とは、借金をしたことがあるものなら、この理不尽さはよくわかるはず。	
朝日 健二 NPO法人朝日訴訟の会理事	9/5
デンマークは、医科大学でも無料で学べます。アルバイトさえ禁じられる司法研修中の生活費まで廃止するとは言語道断です。お世話になった弁護士への恩返しの意味を込めて応援したいと思います。	
大垣市役所職員労働組合連合会	9/2
支給を継続して安心して研修できる体制を！	
山口 繁雄 JEC連合関東化学一般労組副委員長	9/1
日本の法曹界を守るために支給継続を！	
岡山地区労働者福祉協議会	9/1
司法修習生に対する給与の支給継続を求めます。	
反貧困みやぎネットワーク	9/1
いっしょに頑張りましょう。	
邑南町職員組合	8/31
法律家を確保するには給与の支給を継続すべきです。	
平和と民主主義・豊かな暮らしを求める立川懇話会	8/31
司法のゆがみが目立つ今日、公平・正義の立場に立つ裁判官、検察官、弁護士が多く育って欲しい。	
小野田 寿子 東村山母親連絡会代表	8/31
誰もが目ざす仕事に経済的な心配なく選べるように国はして下さい。	
宮城県教職員組合仙南支部	8/30
庶民の味方の弁護士等を養成するためにも、司法修習生の給与支給継続を求めます。	
宮城県教職員組合中央支部	8/30
高い志をもった優秀な人たちが、安心して研修を受けられるように、私たち中央支部も応援したいと思います。	
吉沢 邦雄 埼玉県川越市在住	8/29
しっかりした司法修習生養成のために賛同します。	
吉村 りよみ 公務災害不認定取消訴訟原告	8/27
司法試験に合格し、副業を禁止されているのですから、給付は当然だと思います。教員の試用期間と同じものであると思います。違憲ではありませんか？	
新日本婦人の会青梅支部	8/23
金持ちしか法律家になれないようでは、ふつうの国民の願いにかなった法律判断をしてもらえません。すべての国民が納得する判断を出してもらうには、お金のない人でも法律家になれるよう、給与の支給継続を求めます。	

北つくば農協労働組合	8/23
運動が実りますよう応援申し上げます。	
東京母親大会連絡会	8/23
お金のある人だけが資格をとれるというのは制度として憲法違反です。人権尊重、法の下での平等はあたりまえです。	
八田 淑子 東京都目黒区八雲在住	8/23
市民の権利の守り手をめざす人達が育つ条件を守ることは、私達自身のくらしと権利を守ることに他なりません。臨時国会で裁判所法の再度改正をさせることを切に希望します。	
志村 喜代子 目黒区在住	8/23
友人に法律家をめざし、必死に学習している人がいます。今回出された司法修習生の給費を廃止するという事は、まじめな方達が切られることとなります。給費を続けて下さい。	
船戸 史郎 目黒生活と健康を守る会・会長	8/23
裁判官、検察官、弁護士は、国民の権利を守る大切な職業のはずです。どのような家庭の若者でもなることができる社会のしほきを望みます。	
伊藤 智恵 伊藤矯正歯科クリニック院長	8/20
人権活動を支える無私の精神は、修習時代に養われると思います。修習時代にこそ、些事に惑わされずに、市民の人権を守る意識を育むべきなのは、医療者の研修時代が大切なと同様です。給費制維持は、市民の権利の守り手を育むことに他ならないと確信しています。市民のための法律家を育てるために、給費制を維持させましょう。	
信木 美穂 ホームレス総合相談ネットワーク事務局長	8/20
絶対的貧困にさらされて法的支援を必要としているホームレス状態の方たちを支援するのに、仕事をスタートしたばかりの新人弁護士さんたちが自分が多重債務を抱えて貧困状態にある、一歩間違えたら自分も路上生活になりかねない、というのはまったくおかしな話です。それにお金持ちだけが法律家になれる、というような世の中にしてはならないです。お金がなくても努力や才能が実れば法律家になることができ、社会問題の解決に取組む事ができる、ということを守らなければならない。このことは私たちの生きる社会をどうするかということにつながるとも大事なことだと思います。	
三多摩高校問題連絡協議会	8/20
公正な法制度が守られるように、司法修習生への「給付制」を継続することを強く望みます。	
西山 功 佐賀市職員労働組合執行委員長	8/20
志ある若者の将来を経済的理由により左右させてはならない。可能性の道を広げてください。	
宮城民医労みやぎ県南医療生協分会	8/19
誰もが、憲法の謳う「職業選択の自由」に則り、志し高く法律家を目指すことを妨げられないように支援いたします。	
弁護士法人やまびこ基金法律事務所	8/19
当事務所は、東北地方の弁護士過疎地域での赴任を希望する若手弁護士を養成している都市型公設事務所でございます。弁護士過疎問題の解消のためには、意欲ある若手弁護士の存在が不可欠であると存じます。意欲ある若手弁護士の未来のために、司法修習生に対する給与の支給継続を求める要請に賛同いたします。	
十河法律事務所	8/19
法律家はカネやチカラに左右されず、何が正しいかによって行動すべきプロフェッションです。資質と意欲のある人を幅広く集める必要がありますが、お金持ちしか法律家を目指さなくなれば、法律家の変質をもたらします。そのような事態は絶対に避けなければなりません。	
全国保険医団体連合会	8/17
お金のあるなしで司法修習生が悩まず、安心して研修できるよう、「貸与制」ではなく「給費制」の継続を国に求めます。	
東京土建一般労働組合荒川支部	8/17
庶民・貧困者の気持ちがわかる裁判員・検事・弁護士が必要と考えています。金がない人がなれないということは納得できません。	
小山市職員労働組合	8/17
法の現場がより公正であるために、金銭的差別をされない制度の存続を望みます。	
日本国民救済会所沢支部	8/16

裁判員制度が発足して1年。問題点が浮上していますが、疑わしきは被告の利益が疑わしきは有罪、厳罰という流れが気になります。それだけに、他人の痛み、苦しみを知らない恵まれた修習生のみが生き残れば、正義と真実を貫く裁判官にどれだけ期待できるだろうか、不安を感じます。

前川 一彦	司法書士、(社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部副支部長	8/16
最高裁による「貸与」には、信販会社の(株)オリエントコーポレーションが関与すると聞きました。あり得ない!!		
自治労那須烏山市社会福祉協議会職員労働組合		8/16
社会保障の強化 = 安心の観点から国の一体的な制度設計を切望します。		
辻 公雄	弁護士	8/16
社会性のある弁護士でないと意味がありません。		
山崎 和友	弁護士、近畿弁護士会連合会理事長、日弁連理事	8/16
経済的理由で法律家になることを断念したり、お金のために仕事をする法律家をつくらないために、志ある人を国民みんなで育てましょう。		
西久保総合法律事務所		8/12
風が吹きはじめましたね。目標達成をめざして、共にがんばりましょう。		
庄司 捷彦	弁護士	8/12
法の理念(=正義)は資本の論理(=お金第一)に優先しなければなりません! 若人の胸に正義の灯を!		
佐藤 弘道	成徳学園教職員組合	8/11
要求が実現できることを応援しています。		
玉川民主商工会		8/10
支給継続は当然です。この制度を一層発展させ、憲法を守り健康で文化的な生活、。私たち零細業者は大好きな商売・仕事ができるような環境づくりの先頭に司法修習生が将来なれるよう共にがんばりましょう。		
前野 育三	関西学院大学名誉教授	8/10
すぐれた法曹後継者を得るために、給費制は絶対に必要です。		
柴田 田鶴子	新宿生活と健康を守る会会長	8/10
司法修習生の給与全額カットは許せません。自助努力・自己責任によってのみなりたせなければならぬとしたら、私共の団体の子どもたちははじめからあきらめることになります。		
むさし府中民主商工会		8/7
司法界の発展は日本の民主的発展に不可欠です。国策として強化すべきです。		
柿田 芳和	国立・立川・昭島地域労働組合総連合議長	8/7
司法の場に「経済格差」が持ち込まれるような危険性が感じられます。全ての国民に開かれた司法とするためにも、給費制の存続を願うものです。		
櫻澤 秀木	佐賀大学経済学部教授	8/7
法曹三者は、社会的共有資源です。社会で育て、社会で活用しましょう。しかるに、この司法修習生貸与制は、修習生を社会的に育てることを放棄するもので、受益者負担という極めて誤った論理で組み立てられていると思います。そもそも、一般社会では、新人研修時に、給料は払わない、アルバイトはするな、借金で生活せよと命令する会社はありえない。		
前田 貞夫	弁護士、豊岡合同法律事務所	8/7
私は苦学をしながら弱者の味方を目指して弁護士になりました。貧乏人は法律家になれない制度はいけません。		
角銅 立身	弁護士	8/6
公害、労災職業病事件に献身する弁護士を養成するために是非必要。		
天空法律事務所		8/6
この社会に法の支配を確立させるために、人材が必要です。		

大阪じん肺アスベスト弁護団		8/6
被害救済に努力する有為な若者を多数必要としています。		
岡村 共栄	自由法曹団神奈川支部長	8/4
力を合わせて頑張れば必ず勝利できます！		
安井 純夫	日本国民救援会東京都本部会長	8/2
優秀な人権弁護士が育ってきてくれることを望む私達は、司法修習生に対する給与の支給は不可欠と考えます。経済的に困難な者を切り捨ててはいけません。		
星野 直之	「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会共同代表	8/1
司法は「権力の暴走をチェックする憲法の守り手」、とりわけ弱者の権利を擁護する人権弁護士のなり手が少なくなることを心から憂う。		
宮城民主医療機関労働組合		7/30
法律家への道にさえ経済的格差を持ち込むことになる、給費制の打ち切りは許せません。ましてや、社会的に「弁護士不足」さえ言われる中で、ますます道が狭められます。「高校授業料無償化」に見られたような、将来の社会を支える人材への投資は、ただのカンバンだけなのでしょうか？ すべての分野で、こうした将来への投資は、惜しむべきではありません。		
小林 敬子	特定非営利法人 大垣おやこ劇場 理事	7/26
息子が高校時代からの夢であった弁護士の仕事に就いて 丸3年目を迎えます。安心して修習時代を過ごすことは絶対条件です。		
高須 裕彦	一橋大学フェアレイバー研究教育センター	7/23
すべての人々に均等な機会を保障するために、給費制の継続を求めます。		
一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会		7/21
世のため人のための職業・法律家を目指す司法修習生に給費制を継続されるよう強く要望します。		
小池 信太郎	公害・地球環境問題懇談会代表幹事 / 全国公害被害者総行動実行委員会運営委員長	7/19
幅広い国民的な運動として取り組まれ、発展することを期待致します。		
横原 由紀夫	東北アジア情報センター・運営委員	7/18
私たちの時代は、お金のある親なり親戚がなければ、学びたくとも大学進学できませんでした。社会に出てから独学で勉強しながら必死に働いてきました。若い人たちが安心して学ぶことのできる社会環境を創ることが、政治の責任です。 応援します。		
労働組合・生存のためのメーデー広島実行委員会		7/17
努力すればだれもが、経済的な状況に左右されず、政治家にも法曹にもなれる社会こそ、本当の民主的な社会です。親の経済状況に左右されずに進路を選べるような社会を多くの人が望んだことも政権交代の背景にあったのではないのでしょうか？ その期待を政権は裏切ってはなりません。		
自由法曹団		7/16
人権擁護活動に頑張る法律家を生み出すため、給費制存続は是非とも必要です。		
彦坂 諦	作家	7/15
司法修習制度の現在におけるありようそれ自体に、さらには、司法試験 司法修習 任用という現在の制度の運用のなかに、わたしにはどのようにも容認できない差別が存在していることに、わたしは、気づいています。 そのうえ、このような措置がもし実施されるとしたら、判事、検事のみならず弁護士にいたるまで、生家の経済的地位によってその命運を左右されることになるでしょう。 そのような事態がもし現出するとしたら、わたしたち市民が安心して代理行為を委ねうる法律の専門家は、いまでさえ多くないのに、ますますすくなくなっていくのではないのでしょうか。 これは、わたしたちの、わたしたちの社会全体の命運にかかわる問題です。たんに、司法修習生だけの問題ではありません。		
京都労働者福祉協議会		7/14
私たちの周りには、正義感をもって社会のために働いてくれている弁護士さんがたくさんいます。そこに給与の意味を感じています。貸与制は法曹関係者の社会的使命の欠如につながると思います。司法修習生に対する給与の支給継続を求めます。		

永江 正道	社会保険労務士	7/13
市民の権利と利益を守る仕事をする法律家が一人でも多く生まれることを望みます。		
野村 修身	工学博士	7/11
貧乏人の出身が最も弁護士にふさわしい人です。支援策は強化すべきであり、司法修習生に対する給与の支給は基本です。		
大久 栄	CAP(子どもを暴力から守る活動)スペシャリスト	7/10
社会的に弱い立場の人々にも人権は等しくありますが、それを守る方法を誰もが持っているわけではありません。そんな時力になってもらえるのが法律家です。志を持って法律家を目指す人の道を広げるのが国家の役割ではないでしょうか。優秀な法律家を増やすというのではなく、その反対の結果になるような給費制廃止に強く反対します。		
近藤 ゆり子	平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声	7/9
<p>5月末に名古屋で「司法修習給費制維持を！」の集会があり、愛知県内のロースクール生(修生を含む)のアンケートが資料として配られていました。切実な訴えが多く、ほとんどのアンケート回答で「将来は不安だらけ」となっていました。志をもつ修習生が「金儲け主義弁護士」になっていく、というストーリーの寸劇も、まさに笑えない現実と化すように感じます。</p> <p>集会後のデモで「国は司法予算をケチるな！」というシュプレヒコールがありましたが、(法律家ではない一市民として)心からそう思います。今の2倍・3倍かけても良いはず。裁判官ももっと増員して欲しい - 裁判で丁寧な審理裁判を求めると時間がかかりすぎてしまう現状はまともではありません。また裁判員制度で重大刑事事件を裁くなら、弁護士が、その準備と公判に十分集中できるだけの相応な報酬が必要はずです。</p> <p>法律家の育成に公けのお金を使うのは、憲法保障・人権擁護のため、立憲主義・法の支配を実現するため、最終的には「私たち一人一人のため」です。</p> <p>しかし、日本では高等教育には、少なからぬ個人的(私的)なお金を必要とすることが常識になってしまっています(OECDの中では、突出して高等教育の公的支出割合が低い)。「高等教育は個人の利益(社会的栄達?)のためなのだ」と考えてしまいやすい状況にあります。この思考法の延長では「司法修習は(その個人が)『社会的ステータスを得る』ためでしょ?何故それに税金からお金を支給しなければならないの?」となってしまう。後期中等教育(高校)の「無償化」は - いろいろな問題を抱えつつ - やっと始まりました。しかし大学から先の高等教育は相変わらず「個人的に授業料も生活費も調達しろ」となっています。このことのおかしさ - 教育における経済格差・格差の世代的固定化 - を「おかしい」と感じられるようになって欲しいと願っています。そういう社会なら司法修習給費制度は「当たり前」と受け容れられるでしょう。</p> <p>弁護士法第一条「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」を具現化している弁護士の方々が少なからずおられることを知っています(おかげで大きな訴訟で成果を上げることができました)。多くの若い弁護士の方々がこの志をもって弁護士となられたことを知っています。自覚されている弁護士の方々は、是非、もっともっと市民の前に弁護士法第一条を「可視化」して下さい。私たち市民は、日本国憲第十二条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」の「努力」をもって応えます。</p> <p>ともに手を携えて、司法修習生に対する給与の支給継続を実現させましょう!!</p>		
阿部 基治	反貧困ネットワーク岐阜会員	7/9
<p>日本の大学の学費は世界最高額(OECD加盟国内)です。その上、奨学金は先進国のほとんどが給付であるのに対して貸し付けになっており、奨学金を受ける学生は、卒業と同時に多額の債務を負担して世に出なければなりません。</p> <p>これは、先進国教育は国の力として、社会全体が負担して、国の将来を担う子弟を育てる。としているのに対して、高学歴を得るのは高学歴は高資格による出世、昇進、高収入という個人の利益を追求する個人の利得に関するものなので個人が負担すべき、という考え方にたっていますが、これは国を減ぼす誤りです。</p> <p>司法修習生の多くは、多額の尾費用を自己負担し、苦勞して司法試験に合格して合格しています。司法修習生に対する給与は増額する必要こそあれ、廃止等もっての他です。</p> <p>司法修習生への給与の支給継続を強く要請いたします。</p>		
芳沢 章子	「基地のない平和で豊かな沖縄をめざす会 共同代表」	7/9
「安保条約の判断は、憲法になじまない」というわかない憲法を第一義のものとする憲法精神をもった法律家の輩出を望みます。		
服部 広隆	(有)ビッグイシュー日本	7/6
本当に必要な弁護士とは、弱者の立場が分かる人のはずです。そういった方が弁護士になることができるような制度設計を希望します。		
赤石 千衣子	NPO法人しんぐるまざあず・ふいーらむ	7/5
困難な経験をしたシングルマザーが法曹になる道があってもいいと思いますし、また低所得の方が法曹に入れなくなれば、困難を抱えるシングルマザーへの共感が減ってしまうことが心配です。		

当事者の声を聞いてほしい！

～ 給費制の存続とフォーラム傍聴を求めるビギナーズ・ネット声明～

私たち法科大学院生、法科大学院修了生、大学生、司法修習生、新人弁護士は、司法修習生に対する給費制存続を求め、昨年（2010年）6月から全国で活動を行ってきました。

給費制廃止は、法曹を目指す若者にとって、その夢を打ち砕くほどに高く大きな壁となります。

司法修習生の多くが、法科大学院を経ることで多額の借金を負っていることは今や周知の事実です。

また、昨年、修習生（新64期）の87.5%が貸与を申し込んだことから明らかなように、修習専念義務が課されアルバイト等が禁止されている以上、貸与制になれば更なる借金を重ねなければ生活できない修習生が大半です。一方、貸与申請をしなかった人が全員裕福なのではなく、「連帯保証人2人を立てられない」、「これ以上借金を負うことには返済の不安があるので、年金暮らしの親の老後の蓄えから借金する」、「機関保証の厳しい審査がある」など、貸与申請しなかった理由は様々です。

こんなに多額の借金やリスクを背負わなければ法曹になれない社会で、一体どれだけの夢ある若者が法曹への夢を貫けるのでしょうか。法曹という職業に夢や希望をもって、誰でも挑戦できる制度を維持すべきです。

本年5月25日、待ちに待った「法曹の養成に関するフォーラム」が開催されました。初回の議論を経てフォーラムが公開されることになったとの話に喜びと期待で胸を膨らませたのも束の間、後日、報道機関限定の公開との発表を受け、全国の法科大学院生・大学生に怒りと失望が広がっています。また、議事予定によれば、私たち当事者の声を聴取する機会を一切設けず、法科大学院生や修習生を取り巻く経済状況に対する詳細な調査がなされないまま、結論が出されようとしています。

ぜひ皆さまの議論を直に傍聴させて下さい。そして、私たち当事者の声を聞いて下さい。

私たちはこの震災を通して、法律家の本質的な公共性を痛感しました。法律家は、削ることが許されない国家の人的基盤です。復興財源の確保を理由に、司法の担い手を養成する責任を放棄するのではなく、こういう時代だからこそ、人材こそが社会の礎であるとの大局的な観点から判断をして頂きたいと切に願っています。

私たちは給費制存続を強く求めるとともに、フォーラム構成員の皆様、また国民の皆様にも、国民のための法曹として全身全霊で仕事に励むことをお誓いいたします。

2011年7月5日

全国の法科大学院生・修了生・大学生・司法修習生・新人弁護士1300名一同

平成23年 7月 6日

法曹の養成に関するフォーラム
座長 佐々木 毅 殿

司法修習生に対する給与の支給継続を
求める市民連絡会
代表幹事 清水 鳩子
本多 良男
山口 二郎

司法修習生に対する給費制の維持・継続について（要請）

謹啓、貴台ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。このたびは、政府の「法曹養成に関するフォーラム」にご尽力いただいておりますこと深く敬意を表します。

つきましては、貴台におかれましては、司法修習生に対する給費制の意義と重要性をあらためてご理解いただき、法曹養成に対する国の財政支援全体によりよいあり方についての合意が得られるまで、現行の給費制を維持・継続するよう取りまとめていただきたく、下記のとおりお願い申し上げます。 謹白

記

1．要請内容 司法修習生に対する給費制を維持・継続していただきたい。

2．主な理由

(1) 給費制は法曹養成にかかる経済的支援の根幹です。

不安定雇用が拡がり、経済的にゆとりのない家庭が激増しています。そんななかで給費制廃止・貸与制が導入されれば、法曹を目指すには大学から法科大学院、司法研修所を終えるまで最短でも7～8年間の経済負担を覚悟しなければなりません。それは一般市民にとっては、あまりにもお金がかかりすぎます。その結果、志ある者でもはじめからその芽を摘み取られてしまうことにもなりかねません。その意味で現行の給費制は、社会の木鐸たる法曹を養成するに当って、志望者の負担をわずかでも軽減するための国の財政支援の根幹であり責任であります。そもそも国（最高裁）が選抜採用し、修習専念義務を課して自由を拘束している者に生活費を支給しないというのは整合性に欠けるのではないのでしょうか。

(2) 給費制の存廃は財政支援全体の中で結論を得るべきです。

先の司法制度改革で司法試験受験資格を得るには、法科大学院を履修す

ることが原則義務付けされました。このため法曹志望者は、より長い年数と多額の負担を強いられることとなりました。また、法科大学院を履修しても司法試験に合格するという保障はなく、不合格によって進路変更するにも新学卒者に比してさまざまなハンディがのしかかってくる。これでは法曹志望者が減少するのは当然です。

法曹養成フォーラムは、「法曹志望者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政支援のあり方についての見直しを行うことが緊要な課題」との国会決議にもとづき設置されました。したがって検討に当たっては、給費制の存廃は法曹養成にかかる財政支援全体のあり方の中で結論を得るべきであり、切り離して結論を急ぐべきではありません。

(3) 市民の権利の守り手を育てることは国の責任です。

もとより私たちは、国の財政が窮していることを理解しています。東日本大震災がそれに追い討ちをかける結果になっていることも承知しています。しかし、大震災の現地でいち早く無料法律相談に立ち上がった地元弁護士や全国各地から支援に駆けつけた弁護士の奮闘振りはマスコミ報道等で多くの知るところです。このように、いざというとき国民・市民に寄り添い、常に弱い立場の人々の権利の守り手としての法律家を数多く育成することは国の重要な責務です。「米百表の精神」にならい、国は財政難の中にあってもそうした人材育成に力を注ぐべきです。

以上

参考

[市民連絡会概要]

名 称	司法修習生に対する給与の維持・継続を求める市民連絡会 (略称 = 市民連絡会)
設 立	平成22年 6月16日
構 成 数	18団体・組織
役 員	
代表幹事	清水 鳩子(司法に国民の風を吹かせよう実行委員会)
々	本多 良男(全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会)
々	山口 二郎(北海道大学教授 = 平成23年6月28日就任) (笹森 清 = 中央労福協会会長は平成23年6月4日逝去)
副代表幹事	青山理恵子(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)
事務局長	菅井 義夫
事務局次長	拝師 徳彦(全国消費者行政ウォッチねっと)
々	北村 祐司(中央労福協)

[完]

各地の市民集会等で市民の皆さんから寄せられた声

- 司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会が実施した市民の声アンケートから -

2011年7月6日現在

	年齢	職業・所属団体	意見
1	70代	大学非常勤勤務 (消費者団体)	近くに司法研修所があり、若葉マークの司法修習生の姿をよく見かけます。かなり前に司法修習生とともに消費生活相談事例研究会をしたことがあり、当時まだそれほど注目されていなかった消費者問題に熱心に取り組む司法修習生の姿に感激し、教えていただきました。給費制度がなくなると、このように消費者問題に取り組む方が少なくなるのではないかと危機意識を持ちます。
2		主婦(環境団体)	<p>未曾有の大震災が日本を襲い、たくさんの貴重な命が失われ、たくさんの方々の尊い日常が一瞬のうちに奪われました。</p> <p>その余りに厳しい現実の中で、被災者の方々の権利を守ろうと行動する若い法律家の勇気と力に、目の覚める思いがしました。</p> <p>失われたものの大きさ、2重ローン、借金相続の問題、さらには福島原発による被害、予想もつかない様々な追い打ちがたくさんの人を苦しめています。</p> <p>そのようなときに、無料法律相談を行い、一人ひとりの抱える問題を聞いて回り、基本的な権利を守ろうと力を尽くす法律家の姿に、彼らこそ、社会のセーフティネットであると、深く実感させられました。</p> <p>法律家の仕事は私たちの権利を守ることです。これまでの長い歴史と闘いの中で、人権を守るための仕組みがつけられてきました。それを担う法律家の養成は、人権を守るための制度の根幹だと思えます。制度を作り、法に権利を書けば大丈夫、なのではなく、その法を、人を守るために使う人がいてこそ、人権を守ることができる、ということを感じました。</p> <p>司法修習制度及び修習期間の給費制は、国が法律家を養成するための重要な制度であると思えます。お金の有無に関わらず、志あるものが切磋琢磨して法律家を目指すことのできる仕組みとして、是非、給費制を維持していただきたいと思えます。</p>
3	20代	ロースクール生	現在のお金のかかりすぎる制度の中で、公益活動に携わる弁護士に育つでしょうか。多様なバックグラウンドを持つ人材を法曹として受け入れたい。これが改革の理念であったはずですが、お金のかかりすぎる制度、理想とかけ離れた低い合格率、志望者の激減…。現在の司法制度には全く希望を持ってませんし、賛同もできません。でもせめて、給費制だけは存続して欲しいです。最低限です。せめてもの願いです。
4	20代	ロースクール生	私は現在法科大学院生ですが、卒業時まで日本学生支援機構から1000万円近い借金をする予定です。給与の支給がなくなると、たとえ司法試験に合格したとしても、更に借金を増やす事になり、非常に不安です。私は今までスポーツの世界で生きてきて法科大学院に通うようになりました。スポーツをやっていた知り合いでもリスクの大きさから法曹を目指すことを回避する人がたくさんおり、「多様な人材を確保する」という理念はもはや失われていると感じております。ぜひとも、親が金持ちでない人にも法曹を旨とするチャンスができる制度にするためにも、給費制維持に努力していただきたいと思っています。
5	20代	司法試験受験生	「多様な」法曹要請を目的とした、司法改革制度であります。が、「多様な」とは学問を問わない、社会人経験者も受け入れる等のみならず、出身地を問わないという点も含まれると考えます。居住費も考えると、経済的負担に対する不安が多く、法曹への挑戦すら思いとどまってしまう可能性もあります。これは当初の目的に反すると思えます。給費制は維持されるべきだと思います。
6	60代	自由	<p>給費制を維持継続すべきです。理由の一部のみ以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要都市で学ばなければならない地方出身者にとって、経済的ハンディが大きすぎる。(地方のロースクールでは合格の道遠い) 2. 修習専念義務によって身柄を拘束するなら、生活費等の支給は当然である。(国が選抜採用している人材である) 3. 社会の公器としての法曹養成のためには国費支出は当然である。
7	40代	小学校教員 (環境団体)	川上氏の第2の戦後のお話なるほど 敗戦の2年後にスタートした制度を大切にしたいと思います。
8	20代		はじめて参加させていただきましたが、とても勉強になりました。実際の各所の現場の方々の声を伺い、震災によって、人材育成の重要性に気づくことになりました。 給費制に賛成です。
9	20代	司法修習生	また頑張ろうと元気が出ました。
10	30代	司法修習生	今、修習生として勉学に専念できるのも給費制のおかげです。社会に求められる弁護士になります。
11	20代	法科大学院修了生	この3月に法科大学院を修了し、一昨日まで司法試験を受験しました。プロセスの最前線にいると、あちこちで歪みを感じ、将来に大きな不安を覚えます。修習中の費用に関しても大きな不安の一つであり、今回合格できるか分からない浮動的身分ではありますが、自分にできる範囲で給費制についても考え動いていきたいと考えています。

	年齢	職業・所属団体	意見
12	20代	消防士	私は静岡で勤務する一消防士です。先日街頭で本日のチラシを頂き参加させて頂きました。正直申し上げて、本日の副題に掲げられている法曹育成フォーラムin静岡に関しては全く知識がなく、ただ東日本大震災を受けての皆様のご活動に興味を持ち参加しました。司法修習生への給費制等について、私がお協力できることは殆どないかもしれませんが、今後ともこのような集会を開催していただくと幸いです。皆様の更なるご活躍をお祈り申し上げます。
13	40代		このような非常時に弁護士さんが手弁当でボランティア相談をされている事に感銘を受けました。こんな活動ができるのは、「社会のために！」という気持ちで、諸先輩からずーと受け継がれているからではないでしょうか。その気持ちは、合格後修習時代から(ある意味忙しくないときから?)修習に専念できる環境にあるから、身にしみるように学ぶことができるから培われるのだと思います。給費制の維持頑張ってください。
14	60代	教員	先進国で高等教育が有料な国は日本ぐらいなものです。それは高等教育を受けたものは社会全体に貢献するからというのが欧米社会の認識です。司法修習に関しても同様だと思います。法科大学院制度ができる前は、司法試験合格後は国家が養成に責任を持ち、学費を取らずに教育をしました。修習時も国費が支給されていたと思います。法曹を担う人は社会全体に貢献するから当然だと思います。今、法科大学院の学費は自弁となり、更に修習時に無給となれば富裕者しか法曹に入っていけなくなると思います。偏った社会になってしまうと思います。
15	60代	大学元教員	今回の災害が阪神淡路大震災よりもはるかに大きく、かつ複雑な問題を考えさせる。それだけに全構造的な認識が必要な事が、さらに鮮明になった。
16	50代	主婦	海援隊と称する人たちの報告は聞いていて不愉快でした。自分の”善行”を長々とどうとうと語るのみともないことです。被災者への惻隱の情の欠如の”上から目線”の法律相談の自慢話は、むしろ弁護士への不信感を募らせるだけです。 パネルの女性の”目に見えない地獄”という言葉が心に残りました。被災地の絶望感(希望のない人々)に対し、法曹としての使命何ができるかと真摯に語る姿に弁護士への給費制もようやく納得できました。給費を肯定できるような気持ちになりました。